

消費者委員会新開発食品調査部会  
(第19回)  
議事録

内閣府消費者委員会事務局

# 消費者委員会新開発食品調査部会（第19回） 議事次第

1. 日時 平成26年7月25日（金）14:58～17:57

2. 場所 消費者委員会大会議室1

3. 出席者

（委員）

阿久澤部会長、唯根部会長代理、石井委員、板倉委員、木戸委員、栗山委員、古野委員、寺本委員、戸部委員、山崎委員、山田委員

（説明者）

消費者庁 食品表示企画課

（参考人）

国立健康・栄養研究所

（事務局）

黒木事務局長、井内審議官、大貫参事官、新開発食品担当

4. 議事

（1）開 会

（2）特定保健用食品の表示許可に係る調査審議

【新規諮問品目（9品目）】

■既許可類似品

- 1) 黄金烏龍茶 （株式会社 伊藤園）
- 2) 2つの働きカテキン緑茶 （株式会社 伊藤園）
- 3) ペプシスペシャル250ml  
（サントリー食品インターナショナル株式会社）
- 4) ペプシスペシャル270ml  
（サントリー食品インターナショナル株式会社）
- 5) ペプシスペシャル350ml  
（サントリー食品インターナショナル株式会社）
- 6) ザ・テーブルソーダ  
（サントリー食品インターナショナル株式会社）
- 7) ザ・テーブルソーダ すだち&かぼす

(サントリー食品インターナショナル株式会社)

8) オリゴプラスコーヒーブラック (味の素ゼネラルフーズ株式会社)

■ 一般審査型

9) 素肌ウォーター (株式会社資生堂)

(3) 報告書案、答申書案の確認

(4) 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告 (規格基準型・再許可)

(5) 閉 会

## 《 1. 開会 》

○大貫参事官 それでは、御出席予定の皆様がそろっておられますので、開始させていただきます。本日は、皆様お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。ただいまから、「消費者委員会新開発食品調査部会第19回会合」を開催します。

本日は、大野委員、久代委員、清水委員が御欠席、寺本先生は30分ほど遅れていらっしゃる予定でございます。過半数に達しており、本日の新開発食品調査部会が成立いたしますことを御報告申し上げます。

参考人といたしまして、独立行政法人国立健康・栄養研究所から食品栄養・表示研究室長の山内先生に御出席いただいております。

それでは、議事に入ります前に配布資料の確認をさせていただきます。

お配りしております資料でございますけれども、議事次第の裏側に配布資料がございますが、資料1、2-1、2-1別添、2-2、2-2別添、資料3-1、3-2、4-1、4-1別添、4-2、4-2別添、そして資料5。あと、参考資料として、参考資料1、参考資料2をお配りしております。お配りしてあります資料に不足のものがございましたら、事務局のほうにお申しつけください。

審議内容については公開を前提としていない情報が含まれておりますので、お取り扱いに御注意いただきますようお願いいたします。

それでは、阿久澤部会長に議事進行をよろしくお願いいたします。

○阿久澤部会長 皆さん、こんにちは。

本日の議題に入る前に、7月8日の第165回消費者委員会本会議において決定いたしました「下部組織の会議運用の在り方に関する申し合わせ」について御報告させていただきます。参考資料1をごらんください。一番後ろに参考資料2、分厚いものがありますが、その手前でございます。

消費者委員会は、自ら調査審議して建議する、あるいは諮問に応じて調査審議する。また消費者の声を行政に届ける外部機能を果たすという役割があり、これらの役割を今後も果たし、また円滑にその機能を発揮していくためには、議論の整理や検討作業を効率的に進める仕組みとして、部会・専門調査会等の下部組織の活用が欠かせません。食品表示部会のように、これまでも多くの下部組織が設置され、また、この新開発食品調査部会も下部組織が設置され、活用されてきたところです。

その運用の在り方について具体的なルールが乏しく、また共通認識の整理も不十分であるのではないかとということで、今後の円滑な委員会運営のため、今回、下部組織全般について、その運用の在り方についての申し合わせを作成することとなりました。

新開発食品調査部会には設置・運営規程が定められていますが、この申し合わせはその規程の解釈指針として活用するものとなります。具体的な内容につきましては、事務局から説明をお願いいたします。

○大貫参事官 御説明申し上げます。

まず、1. 会議参加者の位置づけ・役割としまして、会議に属すべき構成員、オブザーバー、参考人について整理しております。

次に、2. 議長の権限等として、議長は会議を主宰し、会議における調査審議が公正かつ円滑に進行するよう努めるものとする等、整理しております。

続いて、3. 議論の進め方についてです。設置・運営規程には明記されていない事項ですので、順に御説明いたします。

(1) 合議制の機関において調査審議することの意義というものは、知見を有する者として指名された構成員の方々が一堂に会して議論していただくことで、多様な意見を反映させることが可能になる点にあることに鑑み、議論のために自らの意見を陳述する場合は、原則として会議の場において口頭で行っていただくものとしております。ただし、欠席をされる方がいらっしゃると思いますので、そのような方につきましては、(2)、議長たるべき者に申し出て、その承認を得た場合は、事前に自らの意見を記載した書面を会議に提出することができるとしております。

さらに(3)、どうしてもその会議時間の制約で議論のための時間が足りない等の事情により、例外的に書面のやりとり、あるいは電子メールのやりとり等で議論を補う必要がある場合、議長たるべき者は、全ての構成員の方々に対して均等に書面提出の機会を確保するよう努めなければならないとし、(4)、そのような形で議論がなされた場合には、会議の公開基準に準じて、その議論の内容を公開するとしております。

次に、4. 資料の提出についてです。

(1)、構成員等及び参考人の方々は、その識見に基づいて、調査審議事項に関する資料であって、その調査審議に資すると判断するものを、提出者の氏名を明示して会議に提出することができるとしております。

(2) ですが、その提出に当たりましては、遅くともその会議が開催される24時間前までに事前に提出していただくこととし、(3)として、やむを得ない事情でその期限までに資料が提出できない場合には、議長たるべき者にその事由を説明して、議長たるべき者が期限後の提出を認めた場合に提出できるものとしたします。

さらに例外的な場合ですが、(4)、議長たるべき者は、そのような資料が審議事項と無関係であると判断する場合又は消費者委員会の品位を損なうものと認められる等の特段の事情がある場合には、資料の提出を認めないことができるとしております。

事務局からの説明は以上です。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございました。これまでも新開発食品調査部会設置・運営規程に沿って運営してきております。今後は、この申し合わせにも沿って運営に当たりたいと考えております。委員の皆様、御理解、御協力のほど、よろしく願いいたします。

では、本日の議事に移りたいと思います。本日の会議は、新開発食品調査部会設置・運

営規程第6条第2項に基づき、非公開とします。第3項で開示することを定められている非公開の理由は、個別品目の審査内容を公開することが、許可申請を行っている事業者の権利及び利益を侵害するおそれがあるためです。議事録は、新開発食品調査部会議事録の公開基準に定めるところにより、非公開項目を議事録から削除して公開します。

---

## 《 2. 特定保健用食品の表示許可に係る調査審議 》

○阿久澤部会長 それでは、前回、板倉委員から問題提起され、また、他の委員の皆様からも御意見をいただきました特定保健用食品制度の運用のあり方についての議論について、その後の経緯について御説明いたします。

6月20日の新開発食品調査部会で問題提起いただいた後、6月24日の委員間打ち合わせで本件の取り扱いについて、本会議の委員で議論しました。その結果、2つの点について合意しました。1つは、問題提起いただいた事項について、食品ワーキング・グループで問題の整理をしていこうということです。これは、消費者委員会内のワーキング・グループです。それと、問題の整理ができた時点で、本会議で取り扱うか、新たな検討の場を設けるかは、再度検討することとしました。もう一つは、この新開発食品調査部会では、滞りなく申請案件に対する審査を進めていく必要があるということです。

このように議論を切り分けて、この新開発食品調査部会では従来どおり申請案件についての審議を進める一方、制度の変更が必要でないかといった事項については、食品ワーキング・グループで問題の整理をしていくことになりました。新開発食品調査部会所属の委員の皆様にもワーキング・グループで御意見を伺うこともあるかと思いますが、ぜひ御協力のほどよろしく願いいたします。

なお、この新開発食品調査部会の運営についても一部見直しをして、円滑な審議を進めることとします。

1つは、これまで調査会の席上で準備していた申請資料を、新開発食品調査部会委員も審議の過程において参照できるよう、後ろの机に準備しております。そして、調査会における審議概要を審議冒頭に御説明することです。概要をお聞きいただいた上で、必要であれば新開発食品調査部会委員も原論文を参照しながら議論できるようにいたします。

もう一つは確認ですが、認可の際に提出されるパッケージ案の記載事項に関する審議についてです。これまでも調査会や新開発食品調査部会の席上でパッケージ案の記載事項について、事業者へのコメントをしてきたわけですが、その位置づけについて再確認させていただきます。

特定保健用食品の認可の内容は許可表示までで、パッケージ案の記載事項は含まれていません。一方、業界団体の自主規制において許可表示の直接引用以外の広告表現について

は、審査申請書に添付した表示見本の記載内容、キャッチコピーは、そのまま使用することは差し支えない。広告で製品を説明する場合、消費者によりわかりやすい情報を提供する等の目的で許可表示の内容を一部省略、簡略化、言い換え、あるいは追加説明することは差し支えないですが、許可表示の内容が誤認されることのないよう十分に注意することと規定されています。このようにパッケージ案の記載事項は、製品の広告表現に大変重要な影響を与えています。

このことから、新開発食品調査部会の審議において不適切と思われるパッケージ案の記載事項がある場合には、積極的にパッケージ案の差しかえを求めることといたします。ただし、法令上、あくまで任意の依頼の位置づけになります。

次に、本日の審議品目に関して、申し合わせに基づく寄附金等の受け取りの有無と、申請資料に対する委員の関与について確認しておきたいと思っております。事務局からお願いいたします。

○消費者委員会事務局 申し合わせに基づいて、今回の審議品目の申請者からの寄附金等の受け取りについて事前に確認させていただいたところ、審議に御参加いただけない委員はいらっしゃいませんでした。また、申請資料に対する関与についても該当する委員はいらっしゃいませんでした。

報告は以上でございます。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

今の事務局からの説明について御質問はございませんか。よろしいでしょうか。どうぞ。

○板倉委員 私、ちゃんとメモをとれていないので誤解しているかもしれませんが、先ほどの許可文言についての一部を切り取ってやれる場合もある程度認めるようなお話になっていたと思うのですが、例えば既に許可されている、この特茶みたいに、ここを切り取ったときかなり印象が変わってしまうようなものなども、今までこれで通ってしまっているから認めるということで考えることから議論を進めるべきなのではないでしょうか。それとも、既に許可はしてあるけれども、ここから見直すということで議論してもよろしいのでしょうか。

○阿久澤部会長 大貫参事官、お願いします。

○大貫参事官 事務局のほうから少し補足いたします。

部会長のほうから御発言がございました今のお話ですけれども、これは業界団体の自主規制という位置づけでございますので、特に国のほうで何か定めているかとか、そういうことではございません。業界団体が自主規制をするときに、まず申請で使ったパッケージに記載されているものは、そのまま使いますよ、使っていていいですよということを言っているのが1点です。

もう一点が、今、御指摘のありました、一部を切り取る場合等については、誤認されることのないよう十分に注意することということが業界の自主規制になっておるということでございます。

○阿久澤部会長 はい、板倉委員。

○板倉委員 特茶の問題について、私の周辺では問題にしている方が何人もいらっしゃるのですが、私も実は東京都のほうにお尋ねしましたら、これについてはあくまで消費者庁のほうに聞いてくれという一点張りで、その都道府県としての判断というのは避けられたということでした。

それから、私は自分の名前を出してしまうと立場上も難しいので、消費者庁のほうにこういうのはおかしいのではないかとほかの方にお尋ねいただいたところ、消費者委員会が決めたことですからと言われたということとして、消費者委員会が認可したのだから、何とも言えないとお答えになっているとお聞きしているものですから、以前にこれを認められるときに御参加になった委員の方々が、そこまで御自分たちの責任として、これまで認めたと意識をお持ちになっていたかどうかについてだけ、確認させていただけるとありがたいと思います。

○阿久澤部会長 確認というと、特茶を審議したときにですね。

○板倉委員 消費者委員会として責任をとって、ここまで認めたという意識。私は、実はこれについて、この前お話すまでは、あくまでこの場というのは許可文言について、やりとりするものだと思っていました。ですから、消費者庁は容器そのものの表示について文句を言ってきた方に対して、消費者委員会が決めたものですからとお答えになったことについて、非常に不本意な思いをしているのです。

確かに資料の中には、この表示の案が1ページ入っていますけれども、それまで丁寧には見ていませんし、議事録はいつの、どれを見ていいのかわからないような状況ですけれども、そこまでの意識で会議のほうで議論しているような感じは見受けられなかったものですから、そういうことであると、こういうところまで責任と消費者庁が思っているから、そう御回答されているのか、あるいは皆様方もそういう意識でここまで認められたのかというのだけ明らかにさせていただければと思ったのです。

○大貫参事官 申しわけございません。先ほど部会長のほうから御発言いただいたように、特定保健用食品の運用のあり方に関する、今の特茶の話題もそうだと思うのですけれども、これはワーキング・グループのほうで議論を整理するというので、板倉委員のほうに論文をまとめていただくというか、御主張をまとめていただくことを御依頼しているところでございます。

きょうは、委員の皆様も、特にこの特茶についてということで御準備がまだなかろうかと思しますので、その議論の整理の過程で扱わせていただくということに。もし今、差し支えなくボランティアにお答えいただけるような方がいらっしゃるならば、それはそれで構わないと思うのですが、きょうは別の問題の審議もございますから、またその機会に言っていたらどうかと思いますけれども。

○板倉委員 それでしたら、これからかかるものについても案が載っておりますので、それについて、この場で発言するというのは差し支えないと考えてよろしいでしょうか。

- 阿久澤部会長 はい。
- 板倉委員 わかりました。

---

「調査審議」

- (1) 黄金烏龍茶 (株式会社伊藤園)
- (2) 2つの働きカテキン緑茶 (株式会社伊藤園)

○阿久澤部会長 それでは、株式会社伊藤園の「黄金烏龍茶」と「2つの働きカテキン緑茶」について消費者庁のほうから説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 資料1番の1ページ目をお開き願います。

まず、「黄金烏龍茶」の説明をいたします。

商品名は「黄金烏龍茶」、申請者は株式会社伊藤園でございます。

保健の用途といたしましては、本品は茶カテキンを含みますので、食事の脂肪の吸収を抑えて排出を増加させ、体に脂肪がつきにくいのが特長です。体脂肪が気になる方に適していますとなっております。

関与成分といたしましては、茶カテキンとなっております。1日摂取目安当たりの関与成分量としては394mgとなっております。1日当たりの摂取目安量は、1日2本、食事の際に1本を目安にお飲みくださいとなっております。

摂取をする上での注意事項は、多量に摂取することにより疾病が治癒したり、より健康が増進できるものではありませんとなっております。

食品形態は、清涼飲料水となっております。

本品は、既許可食品「カテキン緑茶プラス」、許可番号第1206号のシリーズ品であり、作用機序、製造方法、1日摂取量当たりの関与成分量が同じで、許可表示、容量及び茶葉の種類が異なるものでございます。

許可表示には、「食事の脂肪の吸収を抑え排出を増加させ、体に脂肪がつきにくいのが特長です」の文言が追加されております。

続きまして、同じ関与成分量でございますので、あわせて説明させていただきたいと思っております。資料は、同じく1番の11ページ目をお開き願います。

こちら、「2つの働きカテキン緑茶」でございます。

保健の用途以外は、全て同じでございます。保健の用途は、本品は茶カテキンを含みますので、食事の脂肪の吸収を抑えて排出を増加させ、体に脂肪がつきにくいのが特長です。さらに、本品はコレステロールの吸収を抑制する茶カテキンの働きにより、血清コレステロール、特にLDL悪玉コレステロールを減らすのが特長です。体脂肪が気になる方やコレステロールが高目の方に適していますとなっております。

以下は同じでございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○阿久澤部会長 続きまして、本品目に関する調査会での審議経過について事務局から説明のほうをお願いいたします。

○事務局 この2品目につきまして、第一調査会で御審議いただいております。烏龍茶のほうで1点、緑茶のほうで1点、2つの品目共通で1点、合計3点の表示に関する御指摘がございました。

1点目は、烏龍茶の商品名ですが、当初、消費者に誤解をもたらすおそれがある文言が入っていたため、商品名の再検討を指摘として求めました。

2つ目は、緑茶のパッケージに書かれた許可表示内容や1日摂取目安量といった表示が見えにくく、不明瞭であったため、表示が目立つようにするよう指摘しました。

3点目は、両品目についてですが、バランスのとれた食生活の普及啓発を図る文言の文字サイズを大きくするというのを指摘しました。

申請者から、これら3点の指摘事項全てについて改善する旨の回答を得たということで、5月26日の調査会で改善後のものについて了承されました。

以上でございます。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

それでは、これについて御意見等いただきたいと思いますが、どなたかございますでしょうか。はい、板倉委員。

○板倉委員 言い切り型と言うのかもしれませんが、カテキンを含むので脂肪がつきにくいのが特長ですと書いてしまうと、消費者の方としてオール・オア・ナッシング、1かゼロかということで、これはつきにくいとってしまうので、医薬品的なニュアンスが非常に強くなるように感じております。ですから、この言葉ということでも、前から申し上げていますが、幾分とか、つきにくくするのを助けることがありますとか、そういう形で少し和らげていただくほうが適当なのではないかと思えます。

しかも、それ以外のところでも、「またコレステロールを減らすのが特長です」と書いてあります。何々をするのが特長ですという言葉というのは、当然ここで認めてしまうと、コレステロールを減らすと言っても大丈夫だと考えられるのではないかと思えます。実際にそれをコマーシャルでどう流すかというのは、こちらのほうでかかわる問題ではありませんけれども、コマーシャルとして問題があったときに、私たちが既に許可された内容についても、できるだけ問題点について指摘できるように何か手立てが打てるような場をいただくとありがたいと思えます。これ自体も含めてです。

○阿久澤部会長 そうしますと、「特長」というところの文言を、「特長」という言葉を使わずに、先ほど言っていた「つきにくくするのを助ける」というふうな表現。

○板倉委員 助けるとか、そういう作用を持っていますとか。

○阿久澤部会長 というふうに変えたほうが良いという御意見ですが、この点につきまして、ほかの委員の方、いかがでしょうか。

○板倉委員 私もきちんと考えてこられなかったのですけれども、以前のものと比べて、

具体的になり過ぎていて、消費者の期待感が増す。しかし、成分、摂取量としては変わらないと見受けられますので、こういうことがいろいろな商品にわたって広がりますと、事業者の責任において表示できる機能性表示にも影響する問題だと思っておりますので、表現方法については、今まで許可したからということだけではなくて、この特定保健用食品の許可文言が影響するということも踏まえて、きちんと考えて議論して決めていくべきではないかと思っております。

○阿久澤部会長 はい、消費者庁。

○消費者庁 既に委員御自身、お触れになってはいますけれども、既許可品の表現として既に認められているものでございますので、明確な合理的な理由なく、ここを改める、使えなくするというのは、行政の安定上、あり得ない判断だと思っております。

○板倉委員 具体的にどういうところまで認められたかをお示しいただけるとありがたいのですが。言葉として変えているという説明がこの資料ではあるわけですから、以前の表示のやり方どおりであれば、私は全く問題ないと思っております。

○消費者庁 何々が特長ですという表現は、過去の商品において認めてございますので、今回、それをさしたる理由もなく認めないというのは、行政の安定性、平仄の観点からあり得ません。

○板倉委員 でも、特長ですという言葉だけの問題ではなくて、その前の問題が非常に大きいと思うのですね。ですから、こういう書き方で、体に脂肪をつきにくくするとか、そういう表現は問題があると思っております。

○消費者庁 有効性が確認されたことについて、その効果を表示しているものでございますので、そのことについて問題はないと。

○板倉委員 有効性につきましては、程度の問題があります。医薬品ではないわけですから、食品らしい範囲で表示されて、消費者の方がそれを等身大で受け取れるような表現が妥当だと思います。ここは、食品だから大丈夫なのだ、どうせ消費者の方はそこまで思わないだろうということで議論されてきていると思っておりますけれども、実際には消費者の方が売られている金額として2倍もするようなものを、それなりの期待をせずに買うものでしょうか。

そういったことも含めて考えていただくことが必要だと思いますし、また医薬品との境目がわからないような表示の方法まで認めて、しかも広告についても自主規制も全くないところで、こちらのほうが何も指摘もできないような状況にお任せするというのは、私は問題だと思っております。

○消費者庁 前回、寺本委員からも御指摘ありましたがけれども、程度判断をこの表示に入れるというのは、かえって消費者の混乱を招く。したがって、定性的に表現をするのがベストであるという御指摘だったと思っておりますし、我々もそう考えております。

それから、広告の問題については、許可表示の問題と離れますので、これは一元的に景表法の世界で取り締まりをしていくということでございますので、許可表示に絡めて議論

するのは不相当だと考えております。

○阿久澤部会長 前回からと同じような議論になってしまいますので、これは今、消費者庁がおっしゃっていた内容で審議のほうは進めていきたいと思っております。板倉委員からの御発言の内容につきましては、前回とも重複するところがあるわけですが、これにつきましては、先ほど報告させていただいたように、制度の一つの問題点としてワーキング・グループのほうで一つの論点として。はい。

○板倉委員 よろしいでしょうか。既成事実とか、裁判での過去の判決というのがその後にも影響するというのを聞いております。今、私が知っているものでは1つだけですがけれども、それについて許可されていたと。その後も、前に許可されたからやっていくということになれば、それが一つのルールになってしまいまして、ワーキング・グループでやったところで、既成事実としては実際に動いてしまっているということになると思うのです。

ですから、特長と書くのは認められているとか、そういうことをおっしゃっていただければ、どんなことでも認められることになると思うのです。消費者サイドの委員としては非常に問題だと思っておりますし、それから前に認めているからという積み木の積み重ねのようなことで議論を展開されて、最終的には消費者庁が許可したわけではない、消費者委員会が決めたのだということで、外からの苦情に対して対応されるような状況では、非常に問題があると思います。

○阿久澤部会長 お願いいたします。

○消費者庁 許可というのは、国が審査して、禁止を解除するものです。非常に重たいものです。どういうものが許可されるかということ積み重ねることで、企業というのは予見可能性ができて、こういった申請をしてくるわけです。それを覆すのであれば、それを否定するという明確な科学的な根拠が必要になるはずですが、そういうものがない限りは、前例になりますけれども、こういう場合には許可するということが既に法的な関係ができていますから、それは行政としては尊重すべきものだと考えております。

○板倉委員 よろしいでしょうか。医薬品と食品と2つ、セルフメディケーションではあるわけです。ですから、もし医薬品まがいの表現まで認めるということであれば、特定保健用食品として申請を受け付けるのではなくて、医薬品として申請をお願いするという形があってもいいと思うのです。私が心配しているのは、薬事法は特定保健用食品に対しては例外規定になっていますけれども、そういうことで医薬品のような表現ができる食品が非常にふえていくということで、問題が起きると思いますので、そういったところも含めて配慮していただかないといけないと思います。

表示だからということで、医薬品も扱っていない消費者庁が、食品だからということで、医薬品のことを十分に意図せずに議論して決めていくというのが、そもそも問題だと思えますけれども、ルールとしてこうなっている限りにおいては、その範囲内で消費者にとって等身大のような内容の用途が伝わるような表現というのを考えるべきではないかと思っ

ております。

○消費者庁 事実関係、制度上の仕組みのみ説明いたしますけれども、特定保健用食品の許可に当たりましては、法定協議で厚生労働省に協議してございます。そこで医薬品の表現に抵触しないかどうかということをして確認した上で許可してございます。つまり、特定保健用食品に許されるのは保健の機能ということで、食品に認められている機能の表示をしているだけでございますので、医薬品との混同はあり得ません。

○板倉委員 実際に、それをどういうふうに消費者が受け取るかまで考えて決めるのが消費者庁の立場ではないかと思えます。例えば、体に脂肪が付きにくいということであれば、実際にこれを飲んででも太らないと思うということは、客観的に見れば機能性ということで、薬事法との関係でもかなり難しいところではないかと思えますが。

○阿久澤部会長 どうぞ。

○消費者庁 ですから、薬事法との関係はこれまで全て整理された上で許可されております。委員の懸念については、合理的な根拠がないと思えますので、懸念という言葉だけでこういった表示についていろいろおっしゃるのは、極めて非科学的だと思います。

○板倉委員 私の一個人の懸念ではなくて、例えば唯根委員とか戸部委員の参加されている NACS の健康食品 110 番の報告書にあっても、25 ページに、「しかし、例えばコレステロールを下げる、血圧を下げるというような表現は、消費者に特定保健用食品が医薬品のような効果があると誤解を招きかねない。消費者に正しく伝わるよう表現の改善もしくは説明が必要であると思われる」とまとめていらっしゃるわけでした、私が一個人として、この問題について指摘しているわけではございません。ですから、私だけがそのように思っているということによっていただくのは、非常に問題があると思えます。

○阿久澤部会長 いろいろな方が同じような御意見を持たれていると思えますし、前回も委員の方々からも同様な意見があったわけですが、繰り返しますが、先ほど言いましたように、また課長のほうからも説明がありましたように、現制度の中でのこの部会の所掌の内容での審議を粛々と進めていくということしか、今はできないわけですし、また板倉委員、前回もそうですが、その問題点につきましては、別途のところの問題点を洗い出していくということにさせていただいているわけですので、審議のほうを進めさせていただきたいと思えます。

どうぞ、栗山委員。

○栗山委員 1つ確認させてください。今、消費者庁から、個人の懸念に対して、それを発言するのはということがありましたけれども、済みません、私は個人の懸念に関してしか発言できないのですが、それはどうしたらよろしいでしょうか。その立場で発言することは担保されておりますでしょうか。それは構わないのですか。

○阿久澤部会長 事務局。

○事務局 よろしいでしょうか。この消費者委員会という審議会の中でございますので、もちろん御自由に御発言いただいて結構でございます。ただ、審議の中身で、その御発言

の結果が最終的な採決のときに参考にされるかどうかという点において、今、消費者庁の御発言のような内容があったものだと思いますので、皆様の自由な御発言を抑制するような意図でしているのでは決してないと思いますので、審議会の場でできるだけ自由に闊達に御意見を述べていただきたいと事務局からはお願いしたいと思います。

○阿久澤部会長 栗山委員。

○栗山委員 事務局のお言葉を聞いて、ちょっと安心しましたが、消費者庁がおっしゃる立場で、一委員として発言することに関しては、もちろん最終的な議決というのは、この場、会議の合意に基づくものなので、それはわかっているつもりですが、それで大丈夫でしょうか。

○消費者庁 私が申し上げておりますのは、過去に既許可品ということで認めている表現がある。それについて覆すというのであれば、それ相応の根拠が必要になります。そういう知見というのは、最新の研究の結果、否定されているとか、そういうことが必要になります。それもなしに懸念があるという言葉だけで、そういったことをするというのは、行政の安定性・公平性上あり得ないという文脈で申し上げます。

○阿久澤部会長 どうぞ、戸部委員。

○戸部委員 いろいろな消費者がいると思います。それで、こういう訴求のあるものを使っている消費者もいれば、使っていない消費者もいるでしょうし。既許可品と同じような文言であるので、これをだめというぐらいの、使った消費者から、期待していたけれども、期待ほどではないという声がものすごくたくさん来ているということであれば、見直す必要はあるかなと思うのですが、そのあたりがどうなのかということが1つと。

あとは、私は1つの製品について議論して解決できる話でもないと思います。いろいろな解決というか、消費者の期待と実際の製品の持つ有効性のギャップの埋め方というのは、一つ一つの製品で議論するのも一つの方向かもしれませんが、ほかの方法としては、特定保健用食品というものはこういうものだというのを、もっときちんと消費者にわかりやすく情報提供していくという、いろいろな方法があると思うので、そのあたりも含めてワーキングで議論していただくことだと思っています。

○阿久澤部会長 栗山委員、どうぞ。

○栗山委員 そういう改めて議論する場をつくっていただけるということで、大変期待するところですが、もう一つ、今、おっしゃっていただいた、期待に反して効果がなかった、あるいは宣伝されているものと、自分の思いとの間にギャップがあったみたいな大勢の声というのは、積極的に電話をかけてきて、それに異議を唱える人たちのほかに、例えば3カ月飲んでみたけれども、何の期待もないからだまってやめてしまう人たちがいらっしゃるわけですね。前にも何回かお願いしたと思うのですがけれども、そういう声というのは消費者団体で集めてくださっているとか、あるいはそれを消費者庁さんがウオッチしているということはあるのでしょうか。事実として、ちょっと教えていただければと思います。

○阿久澤部会長 唯根委員、お願いします。

○唯根部会長代理 先ほど板倉委員から私どもの団体の取り組みについての一部分を御紹介いただいたのは、まさに私たち、いろいろな方々、ユーザーの方々がどう思っているかという声を集めたいということでやっていることで、その意見の取りまとめということなのです。今回、板倉委員からの情報も含めて、食品ワーキングで公開の場になりますから、もっと消費者の皆さんからの意見を、たくさんいろいろいただいたものをオープンにして、そして、これからどう考えるかを取り組んでいけるのではないかと思います。ということで、まず問題整理するのは、ワーキングにお預けいただきたいと思います。

こちらの新開発食品調査部会については、申しわけないですが、これだけずっと続いてきた流れの中で、役割というところをもう一度見直したところで、制度については、委員会で自分も委員としてしっかり、その場で意見を言わせていただける機会があるのではないかと思います。その時のために皆さま方のご意見を委員会にもしっかり届けられるよう拝聴したいと思っておりますので、どうかこの新開発食品調査部会の役割は役割として対応していただきたいです。同じ思いのところは多々ございますけれども、この商品について、先ほど来消費者庁からの御説明を伺う中で、私たちが反論できる部分があるかどうかを見ていくべきと思うのですが、いかがでしょうか。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

そういうことで審議を進めさせていただきますが、何か御意見ございますでしょうか。どうぞ、山崎委員。

○山崎委員 「特長」という漢字ですけれども、長いという字を使っていますね。今までこの字を使っていますか。許可表示の一覧を見ていただきたいのですが、54 ページの下、ヘルシーセッタあたりから「特徴です」という表現が出ているのですが、それから 55 ページに「特徴」とあるのです。今までは、こちらの「特徴」が普通だったのですね。「長い」の字を書くと長所という意味が強調されるのですが、もう少し中立的な今までの「特徴」のほうが私はいいような気がするのですが、そこの1点です。あとは、特に問題を感じません。

○古野委員 何ページの何番ですか。

○山崎委員 54 ページの下の2品目と、あとは55 ページの上のほうです。別の例もあるかもしれませんが、私が見つけたのはそこです。

○古野委員 わかりました。

○山田委員 字の間違いではないのですか。

○山崎委員 間違いではないです。両方、そういう用語があります。微妙にニュアンスが違うのです。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございます。

どうぞ。

○消費者庁食品表示企画課 御参考までに申し上げますと、許可品の一覧表の47ページをごらんください。こちらの真ん中、やや下の2番目のところは、「特長」を使っております。

す。こちらの実績がございます。

○山崎委員 では、このままでいいです。

○阿久澤部会長 両方とも使われているということですね。

どうぞ。

○古野委員 板倉委員の意見はまともな意見ですが、それは違った観点での意見というか、違った組織で議論することになると思います。ある程度の効能があるということが示されているので、このまま承認するよりほかないと思います。

この前も聞いたと思いますが、よく理解していないので尋ねます。これは2つとも同じカテキン量です。全く同じ量なのに、許可表示の内容が違うことは許されるのですか。

○阿久澤部会長 お願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 資料1、申請品概要資料の10ページをごらんください。こちらが、今回の申請品のこれまでの既許可類似品の経緯というものが申請者のほうで整理された資料になってございます。右から左に向かって、今回の申請品に向かっていくという状況でございますけれども、当初、申請者のほうで体脂肪なりコレステロールといったものを訴求したいということで申請があって許可されたものが、このような形で変遷されてきて、今の表示に至っているという状況になってございます。

基本的には、申請者がこういう表示をしたいという申請の表示の内容を、科学的根拠とともに提出されてきて、それを審査を経て科学的根拠があると許可されてきている状況でございますので、どういう表示をしたいかは、一義的には申請者の発案ということになってございます。

○阿久澤部会長 お願いいたします。

○山田委員 今の御説明のとおりです。最初、これが始まったころから少し関与しているので、表現の自由は申請者に任せましょう。科学的根拠を示して、それに見合う保健の用途を考えてください。審査の私たちは、それが結果と逸脱していれば、いろいろな意見・指摘を言いながらまとめていったという経緯です。ですから、同じカテキンでも別の会社が、申請者がいろいろな研究をして、似たような結果であっても、その表現の仕方は申請者にある程度自由にさせるということが基本ではないかという経緯で、この十何年来、いろいろな表現があるということです。

1つの表現にまとめてしまうには、少し自由がきかなくなるということ。それが多いですね。ただ、栄養機能食品といった状況では、古来、知られている栄養素の表現であれば、この表現に規定して、それ以上は言わなくてもいい。そのかわり、科学的な根拠も十分に持っているビタミン、ミネラルですから、その範囲内で一定の保健の機能とかを言ったということがあります。

たまたまカテキンの場合には、まだ短い時間ですけれども、ほかの幾つかの関与する成分では長い歴史があって、少しずつ表現というのは申請者の自由に任せて、そして調査会で主に議論して、逸脱しない表現にしてください。そこで新開発食品調査部会で承認され

れば、新しいというか、若干異なる表現で種類が違う表現ができてきたという経緯です。そういうことが言えると思います。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございます。

どうぞ。

○板倉委員 摂取する上での注意事項の部分ですけれども、今までもこのように「多量に摂取することにより、疾病が治癒したり、より健康が増進できるものではありません」というのが入れられていると思うのですけれども、私はこれに加えて、「疾病の進行がとまったり」というのを入れていただきたいのです。

というのは、機能性表示の検討会のほうの議論がどういう形に最終的になるかはわかりませんが、例えば緑内障等、進行がとまるだけであって、医薬品であってもよくなるわけではないという疾病もありますので、維持というか、進行がとまるということも含めて、一つの医薬品的な内容だろうと思いますので、そういったことも含めてわかるように書いていただくというのはありがたいと思います。ここは多分、とり過ぎたところで効果はないという意味も含めて、注意事項として書いているのだらうと思いますけれども、今後のことを考えると、そういう配慮も必要なのではないかと考えております。

治癒はしないけれども、このままだったらいいわと思う方もいらっしゃるのではないかとこの心配から提案しております。

○阿久澤部会長 注意事項。

○板倉委員 摂取する上での注意事項の部分です。

○阿久澤部会長 はい、寺本委員。

○寺本委員 遅くなりまして申しわけございませんでした。

疾病とか、そういったものを治癒するものではないということは、極めて重要なメッセージですけれども、進行させることがないという表現になってしまうと、進行をどういうふうに捉えられているか、よくわからないですけれども、私たちが考えているのは、特定保健用食品というのは基本的には異常な方を対象としているわけではなくて、疾病が進行することに留意して、こういうことをよくしようと考えているのが特定保健用食品というか、健康的食事というのはそういうものだろうと思うので、ある程度進行していくことをできるだけ抑えましょうねというのが基本思想にあるのではないかと考えるのです。

○板倉委員 疾病になられた方に対しては、医薬品をお勧めするという立場だと思うのですね。ですから、ここでは疾病の進行という言葉を使っているのですして、別に血圧が高いのを抑えるというのとは、矛盾しないと思うのですけれども。

○寺本委員 今、特定健診とかが始まりますと、あれの基準はものすごく厳しいところになっていて、我々医者から見ると決して疾病ではない。それでも引っかかっているのです。そういった方が本当の意味の例えば糖尿病といったものにならないようにするというのが、特定健診の一つの目的だろうと思うし、今の健康政策の目標だと思います。ですから、そういう方たちが疾病に進行しないということをやしましょう。完全な1次予防です。

○板倉委員 「疾病が」と書いているのと、「疾病に進行しない」というのは中身として違うと思います。

○寺本委員 ちょっと申しわけないですけども、本来、これは疾病者が使うべきものではないのです。ですから、「疾病が進行しない」というのは、いかにも疾病の方が使ってもいいような感じになってしまうので、そうではなくて、疾病にならないようにしようというのが基本思想にあると思うので、そこはきちんとすみ分けをしないといけないのではないか。今度の機能性食品のこともそうですけれども、基本的にはそういうところに持っていかなないようにするというのが原則だと私は思いますね。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

いかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。

○木戸委員 前回もちょっとお話したのですが、食品というのは医薬品と違って即効性があるということではなくて、こういうドリンクを習慣化して、規定のものを飲んでいて、やがてここに期待されたような効果が期待できるというものだと思うのです。それを一言表示で「脂肪がつきにくい」というのは、1杯飲んだからつかないということではなくて、こういうことをずっと習慣化することによって、結果として脂肪がつきにくいということなのですね。

ですから、ここで議論すべきことは、恐らくこういう表現については問題があるから、しかるべきところで問題があるのかどうか議論していただきたいというところでとどめていただいて、このものに対して、記載事項、それから科学的根拠を含めて、どうなのかという議論は必要なのではないかと思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

はい。

○板倉委員 この例に挙がっているところは、ここは議論しないということですけども、こういう表現はやめてほしいということについて意見を出すことは可能でしょうか。許可文言が見えにくいところに書いてあるにもかかわらず、言い切り型の表示が非常に目立つところに書いてあって、しかもマークがすぐそばにあるので、許可文言じゃなくて、まるでこれ自体を私たちが許可したように見えるということについては、やめてもらいたいところまでは、こちらのほうの意見として出していただくことは可能なのでしょうか。

ほかの委員の方がどう思われるかわかりませんが、私は個人的には、ここまで言い切り型で、しかも目立つところに書かれるというのは、消費者の期待感を非常にあおってしまうところがあるのではないかと思います。以前の商品を持ってきたのですけれども、最初は「中性脂肪が気になる方に」ぐらいを書いてあったのが、ここでは「気になる方に」というのも書いてあるのですけれども、「脂肪を消費しやすくする」というのがはっきり書いてあって、文言から受け取る中身と、明らかに、しかもマークがついているところでは、実際に受け取る、商品を買うときに目につく中身としては期待感が全然違ってくると思います。

どこまでをここに書かせるかということは、私たちが何も言えないにしても、少なくともここに出された、このままのデータでこれから続けていくということは好ましくないということをぜひ盛り込んでいただきたいと思いますと思うのですけれども。

○阿久澤部会長 木戸委員。

○木戸委員 私、板倉委員の主張を否定しているものではなくて、その主張というのはここで恐らく皆さん、わかりましたと。しかるべきところで議論していただいて、整理していただくという整理でいかがでしょうかというお気持ちじゃないかと思うのです。その上で議論を進められたほうがいいのではないかと。決して否定しているわけではないのですが、主張はわかります。

○板倉委員 よろしいでしょうか。どうしてここで言っているかということ、その意見がこの企業に許可するとき一緒に届かないと、既成事実があちらこちらでふえてしまって、最終的には議論しても何も意味がなくなるのではないかという心配からなのです。ですから、この場でそういう意見が出たということについて、少なくとも相手にお伝えいただくということをぜひお願いしたいと思うのです。もちろん、いろいろな考え方があると思いますので、特定保健用食品の問題にしても、いろいろな方々の御意見があって、ワーキング・グループで意見としてまとまっていくのだらうと思いますけれども、それにはそれなりの時間がかかると思うのです。

今、特茶が非常に大きな売り上げでものすごくもうけているというところでは、企業はここが通ったら一刻も早く出したいというときに、同じような表示をして出したいとなると思いますので、過去を振り返っても含めて、そういうことは問題があるのではないかという意見があったということぐらいは、自主基準をつくられる日健栄協のほうに届けていただくということをぜひお願いしたいと思うのですけれどもね。

○阿久澤部会長 事務局のほうにお伺いしたいのですが、今、板倉委員の御発言があったような内容ですが、ここで申請どおり承認する、了承するというケースにそのような意見を附帯することはあり得るのですか。

○事務局 過去の事例では、しょうゆについて許可のお届けをすると同時に、このような意見が新開発食品調査部会としてございましたということを書面でお届けした事例はございます。

○阿久澤部会長 今、既許可品であることも含めて、どうかなと私自身は思うのですが、今の形でいかがでしょうか。大方の方は了承という意見かと思いますが、それに板倉委員が御発言いただいたような内容を附帯する。今回、既許可品ではありますけれどもね。

どうぞ。

○寺本委員 それを許可しないというのではなくて、許可はするのだけれども、その書き方とかは大分注意したほうがいいですよ。そういう意見がすごく出ていますよということはお伝えしていただくことは可能だということですね。皆さん、危惧されているということで、追々、その問題に関しては、それなりのワーキング・グループなり何なりで、どう

いうふうにするかということは考えていただくとしたほうが、私はいかなど。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

それでは、この辺で意見も出尽くしたかと思しますので、審議結果の整理ということですが、処理方法について確認したいと思しますが、事務局のほうからよろしいですか。

○事務局 本件につきましては、当新開発食品調査部会としては了承するというので、別途、表示の方法について、今お話された内容も含めまして業者さんのほうにお伝えするという形をとらせていただきます。

○阿久澤部会長 今の内容でよろしいでしょうか。どうぞ、山崎委員。

○山崎委員 今の問題は、この商品についてだけの問題ではなくて、全般の問題なので、一企業だけに言うというのは、私は必ずしも適切ではないと思います。それででしたらば、消費者委員会として食品ワーキング・グループを設置して、今後、あり方に関して検討しますという一般論を業界団体に伝えることのほうが、むしろベターなのかなと思います。その事務的な扱いは、私は、消費者委員会事務局に一任という形がいいのではないかと思います。あるいは、親委員会に一任という提案をします。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

どうぞ、栗山委員。

○栗山委員 おっしゃることはすごくよくわかるのですが、今、出ているものに対して、それから、これから幾つか審議するものに対して共通の懸念を持っているということをも、もちろんワーキング・グループができて、その答えがはっきり出たときには、当然公にやることだと思うのですが、時代の流れというのもありますし、特定保健用食品の評価が高い反面、いろいろな御意見がある中で、そこに一言、現段階で伝える。ワーキング・グループができたなら公にするという二段構えでいていただきたいなと思います。これを何もなかったことにして、このままオーケーですというのではなく、というふうにお願ひしたいと思います。

○阿久澤部会長 そうですね。確かに山崎委員がおっしゃったことは、ある意味重要かなと思います。同じような問題があるのに、今回たまたまという形で一企業にということで、確かにバランス的にとれるのかなど。

それと、この件についてはワーキング・グループのほうで、今の問題を含めて問題点を洗い出すとやっているわけですので、そちらでそれはやらせていただくという形ではどうでしょうかと思いますが。どうぞ。

○栗山委員 今おっしゃったことの確認をさせていただきたいのですけれども、二本立てでいくのか、それともこれはこれでこのまま通して、ワーキング・グループの結果が出たときに改めて出すということですか。じゃなくて、二本立て。今のはいかないということですか。今のは今で、何も変更がないまま通すということですか。

○阿久澤部会長 山崎委員が議長に一任ということですが、私としては、今そのように考えているということですが、これについては事務局とも御相談してということになります

けれどもね。よろしいでしょうか。

○板倉委員 少なくとも私は反対しております。

それと、この表現自体についても問題があると思っております。機能について余りにも詳しく書き過ぎて、これを読むと、今までの表現以上に非常に効果があると思うと思いません。今、2つ出ておりますけれども、どちらにするかという、「吸収を抑える」よりも「つきにくい」とはっきり書いてくれたほうが、ずっと効果があると思えますから、同じ中身であったとしたら、どちらが売れるか後から聞いていただければと思うぐらいですけれども、中身が同じであっても、この表現だけで購入する方が非常にふえるだろうと思えます。

○阿久澤部会長 余り時間を理由にしたくないのですが、もう1時間議論していますので。どうぞ、木戸委員。

○木戸委員 同じことをまた言うようになるのですが、ここに書いてあることは間違いではないと思うのです。ただ、その効果がすぐにはあらわれないわけで、こういう用法・用量で続けることによって、こういうことが問題な方にとってはいいものですよというのが大前提にあると思うのです。それで、既に疾病あるいは医師にかかっている場合には、これは対象外ということだと思えるのです。もちろん、業界側にもすごく注意した表示は求めなければならないと思うのですが、決して間違いではないと思えます。

ただ、誤解して利用されているところに大きな問題があるので、そこについてしかるべきところで調査し、そして表示のあり方等について議論していただきたいというのが、この場のある一つの結論じゃなかったかと私は感じています。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

どうぞ、栗山委員。

○栗山委員 この場の結論がそうなるのは、会議なので仕方ないというか、結果だと思えますが、私は疑問が出たところで、それをきちんと伝えていく二段構えであってほしいと思うので、結果に影響しないかもしれませんが、私はその意見を確認のために言わせていただきます。でないと、消費者委員会で決めたでしようと言われたときに、決めた1人になりたくないと思えます。

○阿久澤部会長 そうしましたら、了承いただくということで、附帯意見につきましては事務局と議長、私に一任いただくということでよろしいでしょうか。

○唯根部会長代理 よろしいと思えます。

○阿久澤部会長 それでは、よろしいという声もありましたので、そのようにさせていただきます。

- (3) ペプシスペシャル 250ml (サントリー食品インターナショナル株式会社)
- (4) ペプシスペシャル 270ml (サントリー食品インターナショナル株式会社)
- (5) ペプシスペシャル 350ml (サントリー食品インターナショナル株式会社)
- (6) ザ・テーブルソーダ (サントリー食品インターナショナル株式会社)
- (7) ザ・テーブルソーダ すだち&かぼす  
(サントリー食品インターナショナル株式会社)

○阿久澤部会長 続きまして、サントリー食品インターナショナル株式会社「ペプシスペシャル 250ml、270ml、350ml」、「ザ・テーブルソーダ」「ザ・テーブルソーダすだち&かぼす」の5品目についてです。

消費者庁から説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 それでは、資料番号1の21ページをお開き願います。「ペプシスペシャル 250ml」を代表例で説明させていただきます。

商品名は、「ペプシスペシャル 250ml」、そのほかは「ペプシスペシャル 270ml」、「ペプシスペシャル 350ml」、「ザ・テーブルソーダ」、「ザ・テーブルソーダすだち&かぼす」でございます。

申請者は、サントリー食品インターナショナル株式会社でございます。

保健の用途といたしましては、本品は難消化性デキストリン、食物繊維の働きにより、食事から摂取した脂肪の吸収を抑えて排出を増加させ、食後の血中中性脂肪の上昇を穏やかにするので、脂肪の多い食事を取りがちな方、血中中性脂肪が気になる方の食生活の改善に役立ちますとなっております。

関与成分といたしましては、難消化性デキストリンとなっております。1日摂取目安量当たりの関与成分量としては、食物繊維として5gとなっております。1日当たりの摂取目安量は、「ペプシスペシャル 250ml」はお食事の際に1本、250ml、1日1回を目安にお飲みください。「ペプシスペシャル 270ml」は、お食事の際に1本、270ml、1日1回を目安にお飲みください。「ペプシスペシャル 350ml」は、お食事の際に1本、350ml、1日1回を目安にお飲みくださいとなっております。

また、「ザ・テーブルソーダ」と「ザ・テーブルソーダすだち&かぼす」については、350ml ペットボトル及び缶の製品については、お食事の際に1本、350ml、1日1回を目安にお飲みください。あと、700ml 入りの瓶製品においては、お食事の際に1回、350ml、1日1回を目安にお飲みくださいとなっております。

摂取する上での注意事項は、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありません。飲み過ぎあるいは体質、体調によりおなかが緩くなることがありますとなっております。

食品形態としては、全て炭酸飲料となっております。

本品は、申請者の既許可品、「ペプシスペシャル」、許可番号 1368 番、許可日平成 24

年 11 月 5 日と関与成分が同じである類似品でございまして、1 日摂取目安量当たりの関与成分量は同じでございます。

1 日摂取目安量は、既許可品の「ペプシスペシャル」が 490ml に対し、今回申請された「ペプシスペシャル」3 品目は、それぞれ申請商品名に付された容量のとおり、250ml、270ml、350ml となっております。また、「テーブルソーダ」2 品目については、1 日摂取目安量は 350ml となっております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

続きまして、調査会での審議経過について、何かございましたら事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 この 5 品目は、第一調査会で御審議いただいております。指摘事項は 5 品目共通で、3 点ございました。

1 点目は、各品目に共通する成分である難消化性デキストリンについて、脂肪の排泄効果に関する有効性確認が必要という御指摘でした。これについては、有効試験の結果が申請者から提出されました。

2 点目は、各品目の成分が同じであるのに、キャッチコピーに違いがあることに関する御指摘で、表示を統一するための修正を行う旨の回答が申請者からありました。

3 点目は、カフェインの小児や妊産婦に対する安全性などへの確認に関する御指摘で、3 倍量摂取しても悪影響のない最大摂取量を超えることはないという回答が提出されました。

提出された回答を検討・審議した結果、5 月 26 日の調査会で了承されております。

以上でございます。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

それでは、これについて御意見等いただきたいと思っております。どなたかございますか。はい。

○古野委員 今、下の委員会で、同じ成分なのにキャッチコピーが違うのはおかしいので修正を求めたとおっしゃいました。キャッチコピーの修正を求めることは不可だと理解していましたが、どのように訂正されたのですか。

○阿久澤部会長 はい。

○事務局 キャッチコピーについては審議の対象ではないということですが、冒頭、阿久澤部会長のほうから御説明がございましたように、業界の自主規制の中で、この審査に当たって採用されているキャッチコピーについては、そのまま利用して構わないということになっておりますので、非常に影響が大きいということでございます。法的な根拠はございません。けれども、任意の依頼事項として、そういうキャッチコピーの差しかえについてお願いするというのを時々、これまでもしております、これもその例の一つでございます。

○阿久澤部会長 そのほかございますか。

○古野委員 大丈夫です。

○阿久澤部会長 はい。

栗山委員、どうぞ。

○栗山委員 どう表現していいのか、私もいつも皆様に御理解いただくようなことをお伝えできないと思いつつ申し上げているのですが、私は特定保健用食品のコーラのときに、それが宣伝に使われている状態も含めて反対させていただきました。ペプシコーラの時にも反対いたしました。理由は多々あるのですが、子どもに飲ませたくないという親が思うようなものに特定保健用食品のマークをつけて、それを高い値段で売ることによって別の価値観を持つという見方もあります。これがどうやってこれから宣伝されるかわかりませんが、とりあえずこれを特定保健用食品にすることに科学的根拠を示せと言われてたら、私は科学者ではないのでできませんが、反対ですという意見表明をさせていただきます。

○阿久澤部会長 どうぞ、寺本委員。

○寺本委員 これは、まさしく今、栗山委員おっしゃったとおりで、コーラに関しては余り好ましくないのではないかという議論も大分あって、最終的な結論としては、コーラの味のものを飲みたいという人がいる場合に、選択肢として、カロリーがすごく高くて甘いものではなくて、比較的健康的にいいようなコーラ味のものが飲めるという選択を与えることは、それはそれでいいのではないかということで、たしか話がついたと思います。私自身は、それでも余り納得をしていないのですけれども、確かにこれ自身にそれだけの科学的根拠があるということになると、それをあえて否定するだけの根拠は我々にはない。

ですから、今おっしゃったこともまさしく概念的なことで、先ほどのしょうゆの件もあったと思うのですけれども、いろいろな問題でこれから出てくると思います。いつかもビール味の云々とか、それは非常にけしからぬという話になるわけですが、全部そういうものをとめればいいのかというと、本当はそうじゃないだろうと思います。もっと根本的なことを考えなきゃいけないと思うのですけれども、現段階でここで議論するとすれば、これはやむを得ないだろうなという気はするのです。そこも、そういう議論はあるだろうと思います。

○阿久澤部会長 ほか、御意見ございますか。はい、板倉委員。

○板倉委員 私も前に申し上げましたけれども、甘いものを食事のときに飲むということ自体が、味覚という意味でも適切な食生活とは言えないという点で、食事でないときにとるものであればいいのですが、食事と一緒にとらないと効果がないというものを認めるというのは問題があると、前も言うておりますし、今回も思っております。

それと、まだ具体的には問題になっていかないかもしれませんが、人工甘味料についても、子どもが飲んだ場合に太り過ぎるみたいな話も出てきている状況ですので、そういうことも原則的には配慮すべきなのではないかと思えます。

実際にこの商品ですけれども、販売されてから非常に過激な広告が打たれました。それ

が認められたままで、また同じものを許可されるというのは、企業に対して、私たちがコンプライアンスの点で問題がないと思っているわけではないということ自体は、きちんと伝えておきたいと思うのですね。非常に拡大解釈されて、消費者の方がかえって不適切な食生活。ピザを食べても、油の多いいろいろなものを食べても、それが帳消しになるような広告宣伝を打たれたこと自体に、この企業のコンプライアンスの問題というのを感じておりますので、そういったところで是正していただかないと、こういうものを認めるという意味があるかどうか、疑問に感じております。

もう一つ、脂肪の吸収を抑えるというのは、これでも是正されたということなのだろうと思いますが、非常に目立ちますし、これがひとり歩きするということで、宣伝はこれ以上の過激なものになっていくだろうという懸念もあります。これも別に科学的根拠があるわけではありませんが、一般的に今までのトータル的な広告も含めての話として推測する次第です。

以上です。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。なかなか難しいですね。この新開発食品調査部会の所掌からいくと、否定する根拠がない以上は進めないといけないところかなと思っておりますが。

はい、古野委員。

○古野委員 議論がスムーズにいくように、御意見申し上げます。広告と機能性の表示が区別できていないので議論が進まないと思います。広告は景表法の問題だから、ここでの議論対象ではないと前任の審議官の方が言われました。それでそういう議論は避けていましたが、板倉先生の御指摘は重要なことですので、別枠で取り組んでいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

冒頭にも話したように、法的な話でやっていくしかないというのが現状かと思っておりますので、ひとつ御理解いただきたいと思えます。前回も、皆さん同様なお考えですので。

どうぞ、木戸委員。

○木戸委員 この場合、アスパルテームを使われているのですね。それで、これはフェニルケトン尿症の注意喚起は必要ない量だということによろしいのでしょうか。

○阿久澤部会長 お願いします。

○消費者庁食品表示企画課 原材料名のところに書いてあるのですけれども、アスパルテーム L-フェニルアラニン化合物と書いておりますので、表示されているということです。

○木戸委員 注意喚起はしなくてもいいと。

○消費者庁食品表示企画課 食品衛生法上、アルパルテームが含まれている場合には、フェニルケトン尿症の方への注意喚起として、L-フェニルアラニン化合物であるということを書くことになっておりますので、今回、それが原材料名に書かれているので、食衛法上のその要件はクリアしているという状況でございます。

○木戸委員 確認をとりました。

○阿久澤部会長 ございますか。

それでは、反対という御意見もありますが、本件につきましても当新開発食品調査部会としては了承するというところでよろしいでしょうか。はい。それでは、了承するというところでよろしいですね。

事務局、事務局のほうから何か。よろしいですか。

○事務局 それでは、本件につきましては、当新開発食品調査部会として了承いたします。

---

(8) オリゴプラスコーヒーブラック (味の素ゼネラルフーズ株式会社)

○阿久澤部会長 続きまして、味の素ゼネラルフーズ株式会社の「オリゴプラスコーヒーブラック」についてということで、消費者庁のほうから御説明お願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 それでは、資料番号1番、62ページ目をお開き願います。

商品名は「オリゴプラスコーヒーブラック」、申請者は味の素ゼネラルフーズ株式会社でございます。

保健の用途といたしましては、本品は脂肪の吸収を抑えるコーヒー豆マンノオリゴ糖を配合しているので、体脂肪が気になる方に適していますとなっております。

関与成分といたしましては、コーヒー豆マンノオリゴ糖となっております。1日摂取目安量当たりの関与成分量としては、マンノビオースとして3.0gとなっております。1日当たりの摂取目安量は、お食事の際に1本、185gを目安にそのままお飲みくださいとなっております。

摂取する上での注意事項は、飲み過ぎあるいは体質・体調によりおなかがゆるくなる場合がありますとなっております。

食品形態は、清涼飲料水となっております。

本品は、申請者の既許可品、「ブレンディ香るブラック」、許可番号970番、許可日平成19年12月19日の同一の関与成分、同一の保健の用途の製品でございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

続きまして、調査会での審議経過について、何かございましたら事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局 本品につきましては、第一調査会で御審議いただきました。この品目については、特に御指摘はございませんで、了承されております。

以上です。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございました。

それでは、これにつきまして御意見等いただきたいと思います。どなたかございますで

しょうか。

○古野委員 こちらは非常に良心的です。成分が脂肪の吸収を抑えるマンノオリゴ等となっています。こっちのほうは、明らかに脂肪の吸収を抑えるスペシャルペプシですよと言っている。

○阿久澤部会長 企業の一面が窺えるということでしょうか。

それでは、本件につきましては、当新開発食品調査部会としては了承いただくということでもよろしいでしょうか。

---

#### (9) 素肌ウォーター (株式会社 資生堂)

○阿久澤部会長 続きまして、株式会社資生堂の「素肌ウォーター」についてです。消費者庁から御説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 それでは、資料1番の69ページ目をお開き願います。

商品名は「素肌ウォーター」、申請者は株式会社資生堂でございます。

保健の用途といたしましては、本品はグルコシルセラミドの働きにより肌の調子を整えるので、肌が乾燥しがちな方に適していますとなっております。

関与成分といたしましては、グルコシルセラミドとなっております。1日摂取目安量当たりの関与分量としては、1.8 mgとなっております。1日当たりの摂取目安量は、1本340mlを目安にお飲みくださいとなっております。

摂取をする上での注意事項は、本品は皮膚疾患の治療薬ではありません。また、多量摂取により疾病が治癒したり、より健康が増進するものではありませんとなっております。

食品形態は、飲料となっております。

説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○阿久澤部会長 では、これまでの調査会での審議経過について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 この品目は、第二調査会で御審議いただいております。

治療薬ではない旨の注意喚起を目立つようにすることといった指摘を行い、修正が行われたため、平成24年1月に了承されました。その後、食品安全委員会が食品健康影響評価を行っていましたが、平成26年6月に提出された資料に基づく限りにおいて、安全性に問題はないとの判断がなされたため、当新開発食品調査部会での審議となっております。

なお、本品目については、平成20年と21年に2度、当時の審議機関である厚生労働省薬事・食品衛生審議会において審議されています。指摘事項等が出され、結果として二度とも申請者が申請を取り下げました。その経緯についてでございますけれども、お座席の後方の資料の水色のファイル「審議経過資料概要」に参考としてまとめてございます。

以上でございます。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

それでは、これにつきまして御意見等いただきたいと思います。どなたかございますでしょうか。どうぞ。

○山崎委員 山田に質問ですが、キャッチコピーの中で、肌の調子を整えるという非常に抽象的な表現に落ち着いた理由とか、あるいはこの表現がやむを得ないだろうと判断された経緯というのを、もし差し支えなければ説明していただきたいのですが。

○阿久澤部会長 山田委員、お願いします。

○山田委員 数年前だったので、最初はこの文言に落ち着いたというよりは、このグルコシルセラミドというものを摂取した場合に、それらの科学的な説明がついて見えにくいということが一番の原因でした。基本的には、肌の測定をやるのは、医療関係者がやられているような方法論と変わらない。

もちろん、特別な参考人に皮膚科の専門の先生たち2名がずっと審査に入っていました。その参考人の先生たちも、最初のほうですけれども、科学的根拠が薄い。それと、この論文の論調も組み立ても薄いので、さらなる試験をやってくださいということで、2年か3年たって、それを提出されたことを記憶しています。そして、後にもう一度審議して、表現としては、乾燥肌ということになったと思います。

それと、どういう生理的な作用で乾燥肌をもとに戻すのか、それを抑えるかというときの仕組みが、まだまだ定説的なものが存在していないということと、今まで気になる方とかということがあったと思います。そのような経緯から非常に柔らかい、漠とした表現で肌の調子を整えるということになったと記憶しています。文言は、肌が乾燥しがちな方に適していますということで、実験の手法と、その結果が乾燥肌という部分の測定をやったからという形で、このような表現です。

以上です。

○山崎委員 しばらく前まで調査会にいたのですが、調査会の委員の考え方の傾向としては、何々がちな方に適していますというのは余りにも漠然としているので、調査会の中では、こういう作用メカニズムを持っている成分が入っていると積極的に書くことをどんどん進めてきたのです。新規の関与成分に関しても、この考え方をどんどん進めていったと私は理解しているのです。今回の成分はまさに新規成分ですが、こういう働きを持っているグルコシルセラミドという表現をあえて採用しなかった。

つまり、この食品では乾燥肌に注目しています。特定保健用食品の場合は、この関与成分はこういうバイオマーカーをどういうふうに改善させますということまでは表現が認められていると理解しています。そういうバイオマーカーを表現の中に入れるということが皮膚の場合は非常に難しかったのでしょうか。その辺も少しお伺いできればなという意図で質問させていただきました。

○阿久澤部会長 どうもありがとうございます。

ほか、ございますでしょうか。どうぞ、戸部委員。

○戸部委員 ものすごく微量なので、ちょっとよくわからないのですが、香料に原料がオレンジのようなのですけれども、アレルギーの表示として必要なのか、入れたほうがいいレベルなのかどうかという。いかがでしょうか。100 kg中に40 gで、その原料がオレンジだから、ものすごく少ないと思いますけれども、どのレベルまでを表示したほうがいいというのがわかれば教えていただきたいです。

○阿久澤部会長 どうでしょう、消費者庁のほうから何かございますか。山田委員。

○山田委員 アレルギー表示のことは確かに問題になったのですけれども、私も明確には覚えていないのですが、この場合にはアレルギーの問題はクリアしたと思います。ただ、明確には今すぐに答えられないですけれども、恐らく議事録や、そのときをたどればわかると思います。

○阿久澤部会長 過去の申請のときに、そのところは既にクリアしているということでしょうか。

どうぞ、栗山委員。

○栗山委員 済みません、私、不注意でアレルギーのオレンジに気がつかないでいたので、今、御質問いただいて。確かに義務ではなくて推奨表示ですが、このレベルでクリアしているのか、わかりますでしょうか。確かにものすごく微量で影響がないものも多々あるとは思いますが、ものすごく微量でも影響があるものがあるので、特定保健用食品が健康に寄与するかどうかは別として、そう思われているものであるのと、とことん確認していただいたのかどうかをちょっと教えていただければと思います。専門の先生に聞きましたレベルで確認されているのでは、ちょっと困るかなと思いました。

○阿久澤部会長 栗山委員の立場から非常に気になるころだと思います。はい。

○山崎委員 間違っていたら後で訂正しますが、まず1点は、食品のアレルギー表示の場合には、そこに含まれている量が実験的に検出できるレベルであるかを考慮します。特定原材料およびそれに準ずる食品に由来する製品を配合原料にした場合、検出レベルよりも多い場合は確実に表示しないとイケないのですが、ものすごい微量であり、抗原性が認められないと判断される実証データがある場合には、表示義務欄の中に書くことが免除されるのですね。欄外に注意喚起ができる、企業の任意表示という扱いになると思います。

もう一点は、香料であるということです。香料の場合は製造工程で非常に精製しますので、たんぱく質が入らない。そういう場合には、アレルギーになる可能性がないと判断されますので、特定原材料に由来していても表示が免除されます。香料という特別な用途の場合だからです。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

ほか、ございますか。

○栗山委員 たんぱく質という形になって残っていないということであれば、それは問題がないと認識しておりますので。

○阿久澤部会長 その辺、確認したほうがよろしいでしょうか。

○栗山委員 確認されているわけですね。たんぱく質の形状。

○阿久澤部会長 という記憶ということですか。

○栗山委員 そうかどうかを確認さえしていただければ、それで申し上げることはございません。

○阿久澤部会長 それでは、これについては、もし、この後了承いただいた場合は、また事務局とこちらで確認させていただくことにしたいと思います。

どうぞ。

○栗山委員 別なあれですが、これは読んで私が理解できるようなレベルではない部分ですが、今まで乾燥肌のためのものというのはこれが初めてということですね。そのメーカーとか、検査して効果が検証できるというのは、どのレベルで何を検証したのでしょうか。書いてあると思うのですけれども、そこがわからないのです。例えばアトピーの人だと、肌のセラミドの重なりぐあいほかの人とは違うというので検証することができるのですが、これは肌が乾燥しがちな方ということで、アトピーとかという病気ではないですね。そういう方にこれが効果があって、特定保健用食品になるだけの、どんなことがされているのか教えていただければと思います。

○阿久澤部会長 概要のほうに書いてあるのかと思いますが、この辺をかいつままで御説明というか、解説いただけると助かりますね。

○栗山委員 まさに今まで既許可品とか何とかで、私たちが検討する場がないようでしたけれども、初めてということであれば、もちろん、これが出た後、どう宣伝されるだろうなという部分もありますが、多少教えていただければ。

○阿久澤部会長 体内動態のところですか。お願いします。

○山田委員 方法としては、「素肌ウォーター」の概要の69ページですか、機器によって関与する成分の作用、69ページの文章が始まった2行ですね。皮膚バリア機能の定量的評価は、体内から発汗以外で蒸散する水分である経表皮水分蒸散量を測定する測定機器が汎用されている。それをこの試験でも採用したということです。それで、水分が発散される量の変化によって、ある状態が移行したという測定法です。ですから、ある成分がどういう作用をして、そういう蒸散量を変化させたという間は、まだまだブラックボックスです。ただ、そのブラックボックスのところでは医薬品としてグルコシルセラミドを外から化粧のような形で塗る分には、もう効果が見られているというのはある。

それと同じような測定法で、今度は関与する成分を飲んだ場合に、そういう変化が見られたということの有効であるという指標です。それでも私が最初に申請者に尋ねたのは、塗った場合にはそこにあるからいいのだけれども、食した場合に本当にその成分が表皮にきちんと行っているのかどうか。そこをきちんとやってくださいというのが最大の質問、指摘事項だったと思います。

そのことをアイソトープを使って3年がかりでレビュアーがいる論文をつくって、再度

提出された。そのときの作用も皮膚科で行われている、同じような指標、ここでいくなら経表皮水分蒸散量ということで効果を見たとき、これが大体の経緯ですので、皮膚科の委員もこの見方で、これを測定するのは現在では妥当であるということで御意見をいただきました。

もう一つは、肌のどこの場所をはかっただけなのかということ、こうやって飲んだら全身に来るのか。はかる場所は、最初のときは2カ所ぐらいだったと思いますが、それは素肌ということ言えば、多くはもちろん顔を見ているのですが、足や手といったポイントを多く測定してくださいということも、そのときに指摘しました。ただ、全身にわたって同じように出るかどうかというのがない場合もあるので、この概説書に書かれているように、時には4つの部位の中で2つの部位では有意差が出たけれども、ほかのところはざりざりだけれども、有意はなかったとか、そんなデータも指摘の後、出されて了承したという経緯があります。

以上です。

○阿久澤部会長　どうぞ、板倉委員。

○板倉委員　頂戴した経過資料の8の1ページ目に、グルコシルセラミド含有量をはかるところでは、「サトウのごはん」で1.279 mg/100 gと書いてあるのです。ということは、日本人で1日2回御飯を、1パック100 gか200 gか知りませんが、それでグルコシルの入っている量が十分補われる量になるわけですね。

そうすると、このグルコシルセラミドというものがほかのどういう食べ物に入っているかも明らかでないときに、食事について、食べているものの中にどの程度入っているかというデータもなくて、どういう食生活をしているのかわからない状況で、しかも水分量というのは結構データが揺れますね。私もそんなに詳しくはないですけども、そういうデータが有意差があったり、なかったりするようなところで、本当に効果があるのだろうか。

逆に、今までの日本人はお米をしっかり食べているわけですから、そこからしっかりとれているわけで、それでも十分補われている量であって、その方の食生活によっても大きく振れる部分があるにもかかわらず、どういう対象者を選択したのかわからなくて、それでここまで言っているのかというのが非常に心配になります。

もう一つ、実際に普通のサプリメントにもあるわけです。そうすると、私たちがこれでこの表現はいいと認めた場合、今後、サプリメントでこの成分を使ったものが機能性の食品として実質的に売られたときにも、こういう表現はいいということになるわけですが、それが国際的に見た場合でも、私たちが認可したと胸を張って言えるような中身なのかどうか。

細かい議論まで丁寧に見てわかるほどの能力ありませんけれども、実際にこのデータを出すに当たって、影響するようなファクターがどの程度排除されているかわからないままで、たまたまやっただけのデータに有意差があったり、なかったりするものについて、

もし本当に効果があるなら過剰に期待されない範囲で言葉を選べられるといいと思うのですが、こういう表示を見ると消費者の方は絶対買うと思うのです。

特に、今は乾燥していて、部屋ではエアコンもあつたりすると肌が乾燥しやすいからこれを飲もうかということになるわけですが、本当に期待感どおりの効果を私たちが保障できるのかという意味で非常に心配があります。ですから、お米だけじゃなくて、それ以外の食品の中に本当に入っているのか、入っていないのかコンニャクの中にどの程度入っているのかというのを見ても、意外にたくさんとれたりするような感じもしますので、そうすると、コンニャクイモだけではなくて、いろいろなものがあるのではないかと思います。

ですから、数値を正しくはかっていないとは言えないと思うのですが、水分量というのはそのときの測定の条件によっても影響するものですし、専門家の先生が大丈夫だから、ここまで書けるとおっしゃっているのに、とやかく言うことはできないですが、不安感があるままにこれが許可されていき、なおかつこの成分がこれよりたくさん入っているのだから、こう書いていいということで、ほかの商品が販売されることも考えたときに、本当に認めていいものかどうか、非常に心配されると思います。

○阿久澤部会長　お願いします。

○古野委員　どの論文が効果があると言っている論文なのか、よくわかりません。赤い冊子でどれですか。

○山崎委員　11 ページの表とか。

○古野委員　1 から 8 までありますが、どれですか。

○山崎委員　資料 2 の 11 ページ。

○古野委員　これは何という雑誌に出ていますか。複数の論文ですか。

○山田委員　「素肌ウォーター」の概要の 74 ページで、2-20 と 2-22 というところで、後で追加ですね。もう一つが日本文ですが、76 ページの 2-39、薬理と治療という部分です。2-38 と 2-39 というのが最初のところですが、2-39 が後で追加してやっていただいたものです。

○古野委員　今、読めないです。

○阿久澤部会長　一応、お送りはしてあるのですけれどもね。

○栗山委員　今の関連じゃないので申しわけないのですが、71 ページの長期摂取有効性と書いてあるところの次の 1 行目の、肌の乾燥を自覚し、かつかゆみを自覚する健常被験者と書いてありますが、かゆみを自覚した時点で健常であることの担保というか、かゆみというのは皮膚の乾燥だけではない気がするのです。それはどんなことでしょうか。

○山田委員　私もどういふふうに答えていいか、難しいですが、ある程度は皮膚科の先生に読んでいただいて、かゆみを自覚するのだけれども、いわゆる病気というか、皮膚炎とか、そういうものではないという程度で、よく血圧でも血糖の場合でも中間的な領域の人々をボランティアというか、集めてということですよ。

○栗山委員 専門の先生が判定なさったものに対して申しわけないのですが、かゆみがあった時点で健常被験者であるかどうかというのが、まず疑問に感じますということが1つと。

もう一つ、表示のところで、グルコシルセラミドの白くなったところの本文は、皮膚疾患の治療薬ではありませんと書いてありますが、治療薬でないのが当たり前とっては何ですが、単なる飲み物であって、多少機能はあるのかもしれないけれどもというところで、治療薬ではないという表現ではないのは何かないかなと。

○山田委員 こういう商品が出れば、皮膚炎の方たちが飲むのではないかとということを議論しました。そういう意味で、これは薬ではないのですよということを強く注意喚起として入れるようにということで、このような表現をとりました。プラスアルファをしました。

○板倉委員 治療薬ではありませんという言葉は、薬ではない程度の効果しかないという意味で書かせているつもりかもしれませんが、消費者が受け取るときには、薬ではありませんというのは、薬のような化学物質ではないので、安全性は高いという意図に読まれることは、ままあるわけです。ですから、この表現も含めてですけれども、一考する必要があるのではないかと思います。単に書けばいいという話ではないと思うのです。

○栗山委員 かゆみがある人ということと、整理されているものと、薬ではないということとを、まさにおっしゃっていたような人たちはどういうふうにとるだろうと心配してしまうのですが。

○古野委員 キーになった論文というのをざっと見たら、培養細胞と動物実験の結果しか載っていないです。山田がおっしゃったのは見ていないですが、今まで出てきていた茶カテキンやデキストリンなどの、機能的な成分については経験・知識がたくさんあります。これは新しく出てきて知識がありませんので、ちょっと判断に迷います。経験がない、新しい領域です。

皮膚科学全体の中で、どれぐらい湿っているか、乾燥しているかということの指標が臨床的に使われているのかどうか、知らないし、判断できない状況です。保留をお願いします。

○山田委員 これを推奨しているという意味は、立場としてはさらさらないです。先ほど先生が言った2の二十幾つかは、摂取したものが本当に皮膚に行っているかどうかは、動物実験でしかできません。また、そのものを食した場合に水分をはかってというのは、また試験方法が全然違います。それはそれで、私たちは科学的に根拠が得られていると考えています。

もう一つは、先ほども言われているように、皮膚のことは食品レベルで考えたほうがいいのか、お化粧品というか、医薬品として考えたほうがいいのか、大変難しい判断をしました。それは事実であります。ただ、先ほど来いろいろ議論になっているように、科学的根拠がある。そして、こういう表現の効果が、ヒトを使った介入試験で、それを食べて出てきた。その2つ。

それから、先ほど板倉先生が言われたように、普通の食事状態がどうだったのだということを考えれば、なかなか難しい決断が出ているところです。ですから、この前の特定保健用食品の実験のよりどころの中に、食事の調査も入れてください。そうすると、その人たちが習慣的にどのような食事をしていて、それから概算できるようなところで影響が明確に見えるのではないかということも、このようなことの経緯があったから言っているわけですけども、そういうことが基盤にありながら、先ほど来言っているように、私たちはこの表現について積極的にだめだと言う、大枠では権限がない。あるいは、大所高所の世界から、第二調査会としては上に上げたということでございます。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

どうぞ、山崎委員。

○山崎委員 食事由来のグルコシルセラミドがどれくらいあるかという問題ですが、私は大学院のときにこの分野を専門に研究していたのですが、グルコシルセラミドが多いのは動物の細胞膜です。細胞膜の主成分としてはリン脂質がありますが、そのほかに脂質としてスフィンゴ糖脂質がたくさん存在していて、そのスフィンゴ糖脂質の一つがグルコシルセラミドです。皮膚や中枢神経系にもたくさん含まれています。例えば赤血球の細胞膜にはグルコシルセラミドがたくさん含まれていますので、肉をとっていけば当然摂取します。それから、植物の細胞膜にもグルコシルセラミドは結構存在しています。

グルコシルセラミドは動植物の細胞膜に広く分布しているので、1日の食品から摂取するグルコシルセラミドの量を積み上げると、結構な量になるはずですが。今回の資料の概要書を見ても、全ての食事からグルコシルセラミドをどれだけ摂取するかという推定値は書いてありませんが、今回の食品に含まれているグルコシルセラミドの量は、全食品由来の摂取量と比較するとかなり少ないだろうと推測されます。このことから、この成分がその作用部位である肌に到達してその部位の構成成分となることで効いているというよりも、この食品の成分が生体内の何かの作用メカニズムを動かして肌に影響を与えているという可能性も否定できないと思います。

食品の機能性の作用メカニズムに関しては、医薬品のようにはっきりと明らかにすることが事実上不可能な成分がかなりたくさんあります。ですから、動物実験である程度の作用メカニズムがわかればいいでしょう。ただし、全くわからない状態では特定保健用食品にはしません。こんな風に御理解いただきたいです。作用メカニズムがそれほどわからなくても、ヒトの臨床試験で一定の効果が出ていれば、食品としては、長期に摂取すればそれなりの効果が期待できるということで、調査会ではオーケーを出しているはずですが。

最後に申し上げたいのは、科学的根拠の妥当性をこの部会でもう一度調査会レベルで審議するのは無理ですから、調査会の結果を信じるしかない、ぜひ割り切っていただきたいというのが私の意見です。

以上です。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

はい、古野委員。

○古野委員 それは難しいです。今までのほかの成分と違いますので、もう少し私たちにも時間をいただかないと判断できません。キーになる論文のエッセンスがどれになるかわからないし、今回は判断しづらいです。

○山崎委員 山田先生がおっしゃったのですが、糖脂質の皮膚に対する効果ですが、皮膚に塗ったときはそれなりに有効性があるというのは、化粧品業界でデータの蓄積が結構あります。ですから、ここで問題になるのは、経口摂取したものがどれだけ有効かという問題です。この点に関して新開発食品調査部会でもし疑義を感じるのでしたらば、こういうところに疑義があるので、調査会でこの部分に関してもう一度確認してほしいというので差し戻すのがいいのではないかと思います。

○阿久澤部会長 私も今、どうしたらいいか悩んでいるところですが、はい。

○板倉委員 食生活の影響とかも含めての判断をしていただきたいので、差し戻してもう一度検討していただくことはできないでしょうか。ここで認めてしまっても、もしそれほどでもないということになると問題があると思うのです。だから、許可しないと判断するにもデータが少ないということがありますので、少なくとも私が知りたいのは、ほかの食品に何がどのぐらい入っているのかというデータと、それからヒト試験のところでもここまで含めて、皮膚の測定等も含めてですけれども、どの程度影響があるものが排除できているのかということも含めて、もう少し情報として議論していただければと思います。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。そうすると、時間もとれて、新開発食品調査部会の委員もさらに資料について検討することも可能かなと思っております。ということで、本件につきましては、調査会にとっては大変恐縮ですが。

○山田委員 大変必要なことだと思います。私たちも専門家ではないし、きちんと見ているつもりではありますけれども、上の新開発食品調査部会からまだ疑義があるという指摘を受ければ、それに対してもう一度真摯に見ていくという仕組みは、今までも何度かあったことですから可能です。

ただ、これは長い時間かかっていますので、半分くらいの人は恐らく入れかわっていると思います。

○古野委員 寺本先生、これは勉強されていたのですか。ここには出てきていないですが。

○寺本委員 1つ確認しておかなきゃいけないことは、これはあくまでも調査会のほうである程度検討されて、ここに上がってきているということは、そこで評価されているということです。その根本をひっくり返すとすれば、それなりの根拠がなければ大変失礼な話になると私は思うのです。だから、ここに来て、先生方がこれを根本的なところでひっくり返すのだとすれば、それなりの根拠を示さないと私はいけないと思います。

それをやられると、調査会で何をやっているのかわからなくなってしまうので、そういう意味で、とにかく何が問題で、それを証明してくれということきをきちんと言った上で戻さないと、調査会が何をしたいのか、はっきり言ってわからない。

○阿久澤部会長 ですから、その辺を古野委員中心に。

○古野委員 板倉委員がおっしゃったように、問題は日常摂取量に追加して、どれぐらい加わって、その加わった効果はどれぐらいあるのかということです。ここで認めるほかの機能性食品に比べて、知見があいまいです。

もう一つは、根拠とされた2-38と2-39の論文の証拠力の強さがどれぐらいあるのかということがわからないということです。

○山崎委員 ここに挙げられている論文は、大きく2つのカテゴリーに分けていただきたいのです。1つは、臨床試験です。ヒトでどういう結果が出たかで、そこは作用メカニズムを問題にしていないのです。もう一つは、作用メカニズムをある程度明らかにするための論文です。それは動物実験でしかできないという山田委員の御指摘のとおりです。

それを見分けるためにはどうするかというと、この概要版で69ページの*in vitro*及び動物を用いた*in vitro*試験の部分は、作用メカニズムを明らかにする実験です。この食品に関しては、この作用メカニズムがわからなくて何年もかかっているのです。特に、経口摂取で本当に関与部位に到達するのかと、そんな微量で効果があるのかということです。調査会の審議に過程では、作用メカニズムの説明が非常に重視されたと理解しました。

ヒトの臨床試験に関しては、臨床試験と書いてありますので、その根拠論文の番号を見ていただければ判断できます。ヒト試験に関しては、それほど疑義がなかったと思います。論文数はそんなに多くないという理由からです。

○古野委員 それは理解していいですけども、私の経験不足という点で気がかりということです。私は保留にして勉強させていただきたい。

○阿久澤部会長 どうでしょうか。そういう意味では、差し戻すというのがありますが、差し戻さずに、今回は保留にして、ちょっと時間をいただきたいということで。

○古野委員 そういうことは許されるのですか。

○阿久澤部会長 できると思いますけれどもね。

○古野委員 食べている量のごくわずかしか増えていないような感じですし、お茶のように効果があるのかははっきりしません。ちょっとだけ時間をいただいて勉強させていただきたいと思います。

○阿久澤部会長 それでは、もうちょっと検討時間が欲しいという委員のほうからの要望もあるということで、今回はこの件については保留ということでよろしいですか。

○事務局 継続審議。

○阿久澤部会長 そうですね。継続審議ということにさせていただくことでよろしいでしょうか。

どうぞ、石井委員。

○石井委員 赤い概要版のウの文献等の要約の10ページで、摂取量の設定に関する資料というところで、健常者を対象にこのようにプラセボと比較すると効果があったとか、若干肌荒れになる。ヒトを対象にした試験のところには有意差があったという資料があるのです

けれども、こういった資料をこちらにいただいて、その対象とする人がちゃんと食生活をコントロールして、有効成分が一定になった上での試験を行っているのか。そこがばらばらだと、プラセボと有効成分との差がどう出ているかが全く見えないと思うのですけれども、その辺の情報なり資料とかを見せていただくなり、開示していただくなり。

○阿久澤部会長　お願いします。

○消費者庁食品表示企画課　こちらに書いてある2-36とか37という資料は、後ろにファイルがあると思いますけれども、そちらに論文が入ってございます。

○石井委員　そこには、有効成分がどのようにコントロールされているかということも入っているのでしょうか。

○阿久澤部会長　その要約がここに書かれているということですね。

○消費者庁食品表示企画課　個々の論文にどこまで、どう書いてあるかというのは今すぐわかりませんが、今回、資料として出された論文としては、後ろのファイルに挟まれているということでございます。

○石井委員　その辺を精査して審議をしたほうが良いと思います。

○阿久澤部会長　委員としては資料をさらに精査したいということで継続。どうぞ、木戸委員。

○木戸委員　継続でお願いしたいのですが、その論点は、1つはこの成分の量がすごく微量である。1.8 mgで1回できている。その1.8 mgというのは、板倉委員がおっしゃるように、普通に食べている食事にそういった量相当が入っているとすれば、それは通常食べているもの、プラス1.8で本当に効果があるのかというところが一番の疑問なのです。出てきている論文そのものに関しては、それなりの試験をし、結果が出て、それから検討していただいたところの見解というのは尊重すべきだと思いますが、少しだけ時間をいただき、そこをちょっと勉強させていただきたいというのが私の意見です。

○阿久澤部会長　どうぞ。

○山田委員　私どもも1.8 mg。ビタミンのレベルかと思うぐらいと考えていました。ただ、論文と申請者の、先ほど申しましたように、どのような食事生活をやっているかということで、実際の被験者が通常どれぐらい食しているかというデータまでは載っていませんし、その点は、私たちはこの製品を摂取して、プラスアルファで影響が出たという、そこで判断しました。

ただ、少ないということは、先生が言われるように、ビタミンのレベルである。あるいは、オリゴペプチドのペプチドの世界でも、血圧のところではそう多くはないところで作用があるとか、いろいろありますので、ここはもう一度委員の方々に読んでいただいて御意見いただければいいかなと思っております。

○阿久澤部会長　どうぞ。

○山崎委員　委員の先生方が読んでくださるのは非常にいいことだと思ったのですが、それを否定するのではないということをお理解いただきたいと思います。

まず、食事由来のグルコシルセラミドの摂取推定量を検討する方法として考えられるのは、国民健康・栄養調査のデータを利用する方法です。そのデータでは個々の食品の摂取量まではわからないのですが、各食品群の摂取量がわかります。このデータは健康・栄養研が把握しています。各食品群に個々の食品を割りつけて、割り付けたそれぞれの食品に含まれているグルコシルセラミドの量を文献的に調べて、それを掛け算して全部を積算することになると1日摂取推定量になると思います。

グルコシルセラミドの摂取推定量は、調査会に差し戻してデータをつくってもらえないと思います。それをやるのでしたら、植物由来だけでなく、動物由来のグルコシルセラミドまで全部考えないといけませんから、かなりの作業量になるので、次回の新開発食品調査部会までに委員の先生方が結論を出せるところまではいかないと思います。ですから、少なくとも食事由来のグルコシルセラミドがどれだけあるかということは複数の先生から疑問が出されていますので、これは調査会に戻して検討していただく。時間がかかるので、結果がわかった時点で、新開発食品調査部会にもう一度報告してもらう。

それ以外の疑念に関しては、ここで多分意見は出ないと思いますので、別途事務局に連絡していただいて、それを事務局がまとめて、それでいいですかと委員の先生方に確認していただいて、新開発食品調査部会としてのまとめを調査会に出すという手順を踏むのが現実的じゃないかなと思います。

以上、提案をいたします。

○阿久澤部会長 調査会に戻したほうが効率的に進むだろうということですね。

○山崎委員 継続審議はいいのですけれども、継続審議をしても次回にデータなしでは結論は出ないでしょうから、この部分に関しては、すぐに調査会に差し戻してもいいのではないですかという意味です。

○阿久澤部会長 その差し戻す内容というのは、古野委員。

○古野委員 問題になっている摂取量がどれくらいあるのかということです。それを下の調査会で検討してくださるということでしょう。

○山崎委員 かなり大変なこと。

○古野委員 特定の食品に含まれるグルコシルセラミドは、報告がありませんか。

○山崎委員 ありません。広範に文献調査をしないとだめです。

○古野委員 でも、「サトウのごはん」に幾らとかいうのがありました。

○山崎委員 植物だけでなく動物にも含まれているし、糖脂質は生体膜の成分なので、どこにでもあるのです。

○古野委員 摂取量がどれくらいかという正確な値はわかりませんか。

○山田委員 私どもの調査会に戻されて指摘点をまとめて、もう一度意見を聞いたら、その後申請者に対して、通常のグルコシルセラミドとしての摂取状況に対する調査をしていただきたい。そして、その調査していただいた文献やいろいろな情報を考えながら、この論文の2-38、2-39のヒトの介入試験において、どのような差があったと認められるか

ということで考えていくような方向になるのではないかと思います。それには、恐らく年の単位でかかるだろうと思います。

○阿久澤部会長 どうぞ、木戸委員。

○木戸委員 論文の中身とかは、調査会で審議されたことを尊重しないといけないと思うのです。ただ、疑問としてもう一度お伺いしたいのですが、この試験をしたときに食事由来の成分がどれぐらい入っていて、1.8 mgがどれだけ寄与しているのかという検討はされましたかという質問です。

○山田委員 その点は、委員の中で私も含めて、通常の食事プラスアルファについて、どの程度のプラスアルファかということについて多くの議論はなされなかったと思います。

○木戸委員 投与量が非常に微量なだけに、1.8 mg摂取したということが論文にそのまま結果としてあらわれているという判断をされたかどうかという、違う立場での質問でもいいのですけれどもね。1.8 mgというのが本当に少ない。ひょっとしたら普通の食事で摂取できる量であるかもわからないというところの疑義です。

○山田委員 私もつぶさには覚えていないのですけれども、確かに2 mgというものが大変少ないということは議論されたと思います。1.2と1.8でどう差があるか。2.4だったらどうなのかとか、そういうドーズレスポンスをもっときちんとやってください。ただ、通常の食品から、グルコシルセラミドというのは、確かに多くの神経細胞や細胞膜の中にいっぱいあるものですから、それと同等のものを普通の食事でどれだけとっているかということの比較ですね。100のうちの2じゃないですか、あるいは50のうちの2じゃないですかという議論は、そんなに深くはやっていないと記憶しています。

○木戸委員 ビタミンなどでも同じですが、食事由来のビタミンの体内利用率と、サプリメントとか、抽出してきたものの効率は違いますから、単純にそこのところも、食事で例えば10mg摂取していて、これが抽出したもので1.8。それが同等かということ、違うわけですね。だから、そういう視点も評価するときには必要だと思うのですが、そういったところなども同時に検討の対象になっていたかどうかということもお聞きしたいと思いました。

○阿久澤部会長 そうしましたら、先ほど山崎委員のほうから調査会のほうに戻してという提案もありましたけれども、調査会としても長時間かけて審議してきたことがここに上がってきているわけですし、それに対して新開発食品調査部会の委員のほうから、まだ勉強が足りないということで時間が欲しいということですので、これは継続とさせていただくということではいかがでしょうか。

新開発食品調査部会の委員は、しっかりと検討した上で、調査会が上げてきた内容に質問するという姿勢でないといけないと感じておりますので、安易に調査会に戻すということではなく改めて検討させていただくということによろしいでしょうか。はい。それでは、本件につきましては継続審議ということにさせていただきます。これにつきまして、よろしいでしょうか。

○事務局 はい。

---

《 報告書案、答申書案の確認① 》

○阿久澤部会長 そうしましたら、資料 2-1 について、今回の審議結果の報告（案）を読み上げますが、「素肌ウォーター」については継続審議ということ。

審議し、決議した内容としましては、「ペプシスペシャル 250ml」、「ペプシスペシャル 270ml」、「ペプシスペシャル 350ml」、「ザ・テーブルソーダ」、「ザ・テーブルソーダすだち&かぼす」、「黄金烏龍茶」、「2つの働きカテキン緑茶」、「オリゴプラスコーヒーブラック」ということになります。ということで、ただいま報告した案について御意見はございますか。ありがとうございます。

---

○阿久澤部会長 本日、新開発食品調査部会で議決した内容につきましては、新開発食品調査部会設置・運営規程第 7 条に基づきまして、消費者委員会委員長の同意を得て、委員会の議決となります。その上で内閣総理大臣へ答申を行うこととなりますが、答申書（案）について事務局から確認をお願いいたします。

○事務局 答申書（案）、資料 4-1 に沿って読み上げさせていただきます。これは、「素肌ウォーター」にかかるものが平成 23 年 11 月 10 日付ですので、ここの部分が削除になります。したがって、答申書は、平成 25 年 12 月 9 日付消食表第 334 号並びに平成 26 年 5 月 19 日付消食表 97 号をもって諮問された品目のうち、別添記載の品目の安全性及び効果の審査について、下記のとおり答申します。

記で、最初の「素肌ウォーター」までを削除いたしまして、平成 25 年 12 月 9 日付消食表第 334 号をもって諮問された「ペプシスペシャル 250ml」、「ペプシスペシャル 270ml」、「ペプシスペシャル 350ml」、「ザ・テーブルソーダ」、「ザ・テーブルソーダすだち&かぼす」及び「黄金烏龍茶」、「2つの働きカテキン緑茶」、平成 26 年 5 月 19 日付消食表第 97 号をもって諮問された「オリゴプラスコーヒーブラック」について、その安全性及び効果につき審査を行った結果、特定保健用食品として認めることとして差し支えない。

資料 4-1 の別添でありますが、（1）の「素肌ウォーター」に係る部分を削除いたしまして、2 番目の表と 3 番目の表の部分のみを残すという形になります。

○阿久澤部会長 それでは、ただいま報告いただいた答申書（案）について、何か御意見ございますか。よろしいでしょうか。はい。

---

《報告書案、答申書案の確認②》

○阿久澤部会長 それでは、もう少し時間をいただきたいのですが、第2次新開発食品調査部会より引き継いでおりましたサッポロビール株式会社「□□□」と花王株式会社「□□□」のノンアルコール飲料ですが、この2品目の取り扱いにつきまして御報告させていただきます。

この2品目については、平成25年8月26日開催の第14回調査新開発食品調査部会で審議されまして、ノンアルコール飲料という商品形態を前提としていることから、特定保健用食品として認めることは適当でないとの方針が示された上で、報告書（案）作成は新開発食品調査部会長一任とされていたものです。

その後、消費者庁を通じて申請者に対し、2点の確認を行いました。報告書（案）に沿って説明いたします。2ページ、資料3-1と3-2です。

確認事項の1点目は、飲酒に関する連絡協議会が定めている酒類の広告・宣伝及び容器表示に関する自主基準、いわゆるガイドラインでは、未成年者のノンアルコールの飲用を厳しく制限することが必要であると規定している一方で、その必要性・根拠が示されていないため、その根拠に関する認識を確認しました。

2点目は、申請品目が特定保健用食品として許可表示された場合、ノンアルコール飲料が未成年者に飲用されている現状を鑑みると、未成年者の飲酒の可能性をさらに上げるのではないかという懸念があることについての見解を確認しました。

各社の回答は、資料3-1及び3-2です。これが各社からの回答ということに。

○事務局 報告書は、資料2-2になります。恐縮でございます。

○阿久澤部会長 はい。そして、各社の回答は資料3-1と3-2になります。

1点目のガイドラインに関する回答では、両社とも2011年8月のノンアルコール飲料の未成年者の飲酒誘引等に対する懸念を指摘した要望書提出をきっかけとして、同要望書に科学的な根拠は示されていないものの、連絡協議会としてノンアルコール飲料についても成人の飲用を想定していると明記し、広告・宣伝及び容器表示等についての基準を定めることとなったとの認識を示しました。

2点目につきましては、「□□□」からは、特定保健用食品の許可表示と未成年者飲酒率増加の因果関係は想定しにくいという意見。「□□□」、花王からは、従来のノンアルコール飲料以上に未成年者の飲酒の可能性を上げることはないという見解が出されています。

本案を作成するに当たり、これらの見解も含めて検討しましたが、第14回新開発食品調査部会の適当でないという方針を覆すだけの根拠提示はなかったため、先ほどありました報告書の3ページ目にその理由をまとめております。

今の内容についてですが、何か御質問ございますでしょうか。ないようでしたら、この報告書（案）につきまして御了承いただけますでしょうか。はい。了承いただけたという

ことで、ありがとうございました。

では、新開発食品調査部会で議決した内容につきましては、新開発食品調査部会設置・運営規程第7条に基づき、消費者委員会委員長の同意を得て、委員会の議決となります。その上で内閣総理大臣へ答申を行うこととなりますが、答申（案）について事務局から確認をお願いいたします。

○事務局 それでは、資料4-2の答申書について、読み上げさせていただきます。

平成25年7月25日付消食表第206号をもって諮問された品目のうち、別添記載の品目の安全性及び効果の審査について下記のとおり答申します。

#### 記

平成25年7月25日付消食表第206号をもって諮問された「□□□」、「□□□」について、その安全性及び効果について審査を行った結果、以下の理由により特定保健用食品として認めることは適切ではない。

本委員会は、健康増進法に基づき定められた健康増進法に規定する特別用途食品の許可等に関する内閣府令（以下、「府令」という）により、消費者庁から諮問を受け、答申を行っている。府令第2条特別用途食品表示の許可の申請書の記載事項等、第5項では、当該食品が食生活の改善に寄与し、その摂取により国民の健康の維持増進が図られる理由を申請書に記載することとされている。

今回の審査は、ノンアルコール飲料（ビールテイスト飲料を含む。以下「同飲料」という）が、飲酒を誘引する可能性について議論を行った。申請品が特定保健用食品として許可表示された場合、同飲料を飲用する未成年が増加する懸念があり、未成年者の同飲料の飲用が将来の飲酒を誘引した場合、結果として同飲料の飲用が申請理由の一つである食生活の改善に寄与しない可能性があるからである。

酒類の広告・宣伝及び酒類容器の表示に関する自主基準（飲酒に関する連絡協議会）では、成人の飲用を想定していることから、同飲料に関する項目も設けており、広告・宣伝に当たって未成年者の飲用を推奨、連想、誘引する表現を行わないことや、同飲料の販売に当たっては、酒類同様に区分陳列及び年齢確認の上、消費者に販売するよう対応することなど、業界としても自主基準を定めている。一方で、同飲料を未成年者が飲用している現状も明らかになっている。

このような状況を踏まえ、申請者に対し、特定保健用食品として許可表示された場合、ノンアルコール飲料が未成年者に飲用されている現状に鑑みると、未成年者の飲酒の可能性をさらに上げるのではないかという懸念について見解を求めたところ、申請者から特定保健用食品の許可表示と未成年者飲酒率の増加の因果関係は想定しにくい。従来のノンアルコール飲料以上に未成年の飲酒の可能性を上げることはないとの見解が示された。

当委員会では、これらの見解も含めて検討したが、特定保健用食品として許可表示された場合、特定保健用食品のもつ健康に役立つイメージに引かれ、同飲料を飲用する未成年者が増加する結果、未成年者の飲酒の可能性がさらに上がるという当委員会の懸念点を払

拭するには至らなかった。また、ノンアルコール飲料は未成年者の飲酒の入り口となる懸念があることから、食生活の改善に寄与する食品に該当しないとの懸念も払拭するには至らなかった。

以上のことから、本申請に係る製品を特定保健用食品と表示することが、結果として国民の食生活の改善に寄与しない可能性がある以上は、特定保健用食品である旨の表示を許可しないことが妥当である。

以上でございます。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

それでは、今の答申書（案）について何か御意見ございますか。では、この答申書（案）につきまして御了承いただけるということによろしいでしょうか。御了承いただけたということにいたします。

---

### 《 3. 特定保健用食品の表示許可品目に係る報告（規格基準型・再許可） 》

○阿久澤部会長 続きまして、報告品目に移ります。お手元の資料5になりますが、これは消費者庁より御説明をお願いいたします。

○消費者庁食品表示企画課 それでは、資料5をごらんいただけますでしょうか。前々回の新開発食品調査部会以降、本日まで許可した品目のうち、規格基準型及び再許可等の品目について御報告したいと思います。一番古いもので、許可日が平成26年4月17日、新しいものが一番最後の26年7月22日となっております。では、読み上げさせていただきます。

1番目、申請者は株式会社ヤクルト本社、商品名は「ジョアレモン」でございます。Lカゼイ YIT 9029（シロタ株）を関与成分とするはっ酵乳であり、同社のジョアレモンの再許可品でございます。もとの許可品は、通常の特典保健用食品、風味づけ等香料の変更による再許可等でございます。

続きまして、2番目と3番目、申請者はオリヒロプランデュ株式会社、商品名は「おなかの調子を整えるぷるんと蒟蒻ゼリー（ピーチ）」及び「（グレープ）」でございます。こちらは難消化性デキストリンを関与成分とするゼリーであり、おなかの調子を整える旨を特定の保健用途とする規格基準型の特典保健用食品でございます。

続きまして、4番目、申請者は協和発酵バイオ株式会社、商品名は「ビタミン K<sub>2</sub>&Ca」でございます。ビタミン K<sub>2</sub>（メナキノン-4）を関与成分とする錠菓であり、リメイクメナキノンの再許可品でございます。元の許可品は、通常の特典保健用食品であり、相違点は商品名ということでございます。

続きまして、5番目、ページをおめくりいただきまして、8番目まででございます。申請者はマルハニチロ株式会社、商品名は「セブンプレミアムおさかなソーセージ」、「セ

ブンプレミアムおさかなソーセージ 80 g」、「マルハフィッシュソーセージ」及び「マルハフィッシュソーセージ 85」でございます。こちらは、カルシウムを関与成分とするソーセージ類でございます。同じく商品名の再許可品でございます。もとの許可品は、疾病リスク低減表示の特定保健用食品でありまして、相違点は会社名が変更されたことによる再許可ということでございます。

続きまして、9 番目、飛びまして 11 番目、12 番目、こちらは許可順になっておりますので、間に別の会社が入っております。同じくマルハニチロ株式会社でございます。商品名は「DHA 入りリサーラソーセージ」、「DHA 入りリサーラソーセージやさしい塩味」及び「DHA 入りリサーラソーセージコンソメ風味」でございます。こちらは、DHA 及び EPA を関与成分とするソーセージ類でございます。再許可品ということでございます。先ほどと同じく、会社名の変更による再許可ということでございます。

続きまして、先ほど飛びました 10 番目でございます。申請者は、雪印メグミルク株式会社、商品名は「雪印メグミルクヘルシーリセッタソフト」でございます。中鎖脂肪酸を関与成分とするファットスプレッドでございます。こちらも雪印リセッタソフトの再許可品でございます。もとの許可品は、通常の特典保健用食品、相違点は商品名ということでございます。

ページをおめくりいただきまして、13 番、申請者はイオントップバリュ株式会社、商品名は「食物繊維入り烏龍茶」でございます。難消化性デキストリンを関与成分とする茶系飲料でございます。糖の吸収をおだやかにする旨の特定保健の用途とする規格基準型特定保健用食品でございます。

14 番目、こちら申請者は小林製薬株式会社、商品名は「イワシペプチド」でございます。サーデンペプチドを関与成分とする錠菓であり、こちらは再許可品でございます。大もとの許可品は SP というものでございます。相違点は、商品名と申請者でございます。もとの申請品は、通常の特典保健用食品ということでございます。

続きまして、15 番、16 番、17 番目でございます。申請者は、株式会社東洋新薬、商品名は「食事と一緒に大麦若葉茶」、「大麦若葉と食物繊維の風味すっきり青汁」及び「食物繊維が入った大麦若葉茶」でございます。こちらは、難消化性デキストリンを関与成分とする粉末飲料であり、「若茶物語」の再許可品でございます。もとの許可品は、通常の特典保健用食品でございます。相違点は、商品名ということになっております。

続きまして、18 番目、ページをおめくりいただきまして、19 番目でございます。申請者は、株式会社佐藤園、商品名は「焙じ力茶」及び「緑の力茶<濃い味>」でございます。こちらは、難消化性デキストリンを関与成分とする茶系飲料であり、糖の吸収をおだやかにする旨の特定保健の用途とする規格基準型の特定保健用食品でございます。

続きまして、20 番目、モンデリーズ・ジャパン株式会社、商品名は「リカルデントベリーミント」でございます。関与成分は CPP-ACP とするチューインガムでありまして、「リカルデントライムミント」の再許可品でございます。もとの許可品は、通常の特典保健用

食品であり、相違点は商品名と着色料でございます。

最後、21番目、申請者、株式会社東洋新薬、商品名は「キトサン大麦若葉花まる青汁」でございます。キトサンを関与成分とする茶系飲料であり、「緑効青汁キトサン飲料」の再許可品でございます。もとの許可品は、通常の特典保健用食品であり、相違点は商品名でございます。

以上でございます。

○阿久澤部会長 ありがとうございます。

ただいまの御報告につきまして、何か御意見ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。本日は以上です。

事務局から連絡事項ございますでしょうか。

---

#### 《 4 . 閉会 》

○大貫参事官 本日も1時間超過いたしまして、長時間にわたり御審議いただき、ありがとうございました。

次回、第20回の日程ですが、9月17日水曜日午後2時からを予定しております。次回もどうぞよろしく願いいたします。

以上です。

○阿久澤部会長 長時間、どうもありがとうございました。本日は、これにて閉会とさせていただきます。お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございました。